

Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の
防止と対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による虐待が規定されています（第2条、第15～20条）。

障害者虐待防止法に規定されている「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています（第2条第4項）。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」という。）に該当する施設・事業については「I-1(2)イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を参照してください。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

(1) 障害者福祉施設等の設置者等の責務

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者の責務として、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずることが定められています（第15条）。

令和4年4月から障害福祉施設等の運営基準に基づき、虐待の発生又はその再発を防止するため、新たに以下の措置を講じることが義務化されました。

- ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ウ アとイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

また、障害者福祉施設等の運営についての重要事項に関する運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされています。具体的には、

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）
- オ 虐待防止委員会の設置等に関すること

等を指します。（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準に

ついて（抄）」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

なお、こうした取組が小規模事業所においても過剰な負担とならないようにするため、令和3年度の障害者総合福祉推進事業において、小規模事業所における望ましい取組方法（体制整備や複数事業所による研修の共同実施等）について調査研究を行い、令和4年3月に事例集としてまとめています。

<参考：小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント>

※令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備に関する研究事例集」（PwCコンサルティング合同会社）より一部抜粋

<虐待防止>

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
研修の実施	<p>① 虐待防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ※解釈通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」とされています。</p> <p>② 域内で積極的に虐待防止等に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。</p> <p>③ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかった職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。</p>
虐待防止委員会の開催	<p>④ 虐待防止委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人（理事長等）が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会の開催に必要な人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p> <p>⑤ 虐待防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、弁護士等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。</p> <p>⑥ 既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて虐待防止委員会を実施する。</p>
指針の整備	<p>⑦ 虐待防止等のために必要な指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。</p>

(2) 管理者・職員の研修、資質向上

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を防止するためには、何よりもまず障害者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、管理者、職員が自ら高い意識を持つことが必要です。また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。

自治体が実施する、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修は、障害者福祉施設等の管理者又はサービス管理責任者等を対象として、障害者虐待防止の基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待防止委員会の設置等の具体的な虐待防止の体制づくり、身体拘束や行動制限を廃止するための具体的な取組等、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応を学ぶ機会を提供するものです。

自治体においては、障害者福祉施設等の管理者又はサービス管理責任者の研修受講状況を把握し、受講していない場合は積極的な受講勧奨を行う等、未受講をなくす取組が期待されます。

また、自治体が行う障害者虐待防止研修を受講した職員が、勤務する施設・事業所の職員に対して伝達研修を行うことを推奨することにより、施設・事業所の職員に研修内容を普及することができます。「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に、施設・事業所で障害者虐待防止の伝達研修を行う際に利用できる冊子を掲載していますので、その活用を推奨するとともに、研修受講者に伝達研修の実施時期などを報告させることにより実施状況を把握することで、確実な普及啓発に努めます。

障害者福祉施設等においては、定期的に障害者虐待防止や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質の向上に努めることが必要です。

虐待を防止するためには、実際に支援に当たる職員だけでなく管理者も含めた事業所全体での取組が重要です。管理者が率先して障害者の人権の保持に向けて行動し、職員とともに、風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

(3) 個別支援の推進

数多くの障害者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、特に入所型の事業において、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

入浴、排せつ、更衣等の介助においては、勤務シフトや業務内容の分担の工夫などにより、可能な限り同性介助ができる体制を整え、特に性的虐待の被害に遭いやすい女性障害者に対して配慮する必要があります。

利用している障害者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活できる環境をつくるのが障害者福祉施設従事者等には求められています。

そのために、それぞれの事業所では個々の利用者への総合的な支援の方針や生

活全般の質を向上させるための課題等を記載した個別支援計画を作成します。個別支援計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

利用者一人ひとりに対して、その個々のニーズに応じた個別的な支援を日々実践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

(4) 開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障害者の居住の場でもあるため、ともすると閉じられた場になりやすいという側面があります。このため、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待防止に向けた各種取組が形式的なものになり、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得ます。このため、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。地域の住民やボランティア、実習生等多くの人々が施設に関わることによって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。また、他施設との職員交流、利用者の個別支援に関する事例検討に外部の専門家からコンサルテーションを受ける機会を設ける等、外部の目や援助が入る機会を増やすことが虐待防止につながります。

さらに、サービス評価（自己評価、第三者評価等）の導入も積極的に検討することが大切です。

(5) 実効性のある苦情解決体制の構築

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第15条）。

障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設する等苦情解決のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等にも規定されています。サービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図る等、苦情解決のための取組を効果的なものとしていくことも大切です。

(6) 指導監査等による確認

自治体は、障害者福祉施設等の指導監査において、報告書類のチェックだけでなく施設内巡回の時間をなるべく多く確保し、利用者の様子や職員の対応、同性介助について可能な限り配慮されているか等について観察したり、幹部職員のみならず現場の職員からも聞き取りを行う等、実質的なチェックになるよう心掛けることが求められます。

また、自治体は相談支援専門員が障害者福祉施設等の利用者についてモニタリングを行った際に、気になった点があればすぐに相談支援専門員から情報提供を受けられるよう連携体制を構築しておくことが望ましいと考えられます。

(7) 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施

通報、苦情等の内容が利用者の生命、身体の安全に関わるものである場合は、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、虐待防止に重点を置いた柔軟な対応が必要です。

また、実地指導においても、障害者虐待との関連が疑われる場合などを含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、監査と同様、事前に通告を行うことなく実地指導を行うことも検討することが必要です。

厚生労働省では、このような主旨を踏まえて平成28年4月に「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」及び「指定障害児通所支援等事業者等の指導監査について」を改正し、障害者虐待との関連が疑われる場合を含めた機動的な指導・監査の実施について通知しています。

障発0408第7号

平成28年4月8日

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について

指定障害福祉サービス事業者等指導指針

5 指導方法等

(2) 実地指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

障発0408第8号

平成28年4月8日

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

指定障害児通所支援等事業者等指導指針

5 指導方法等

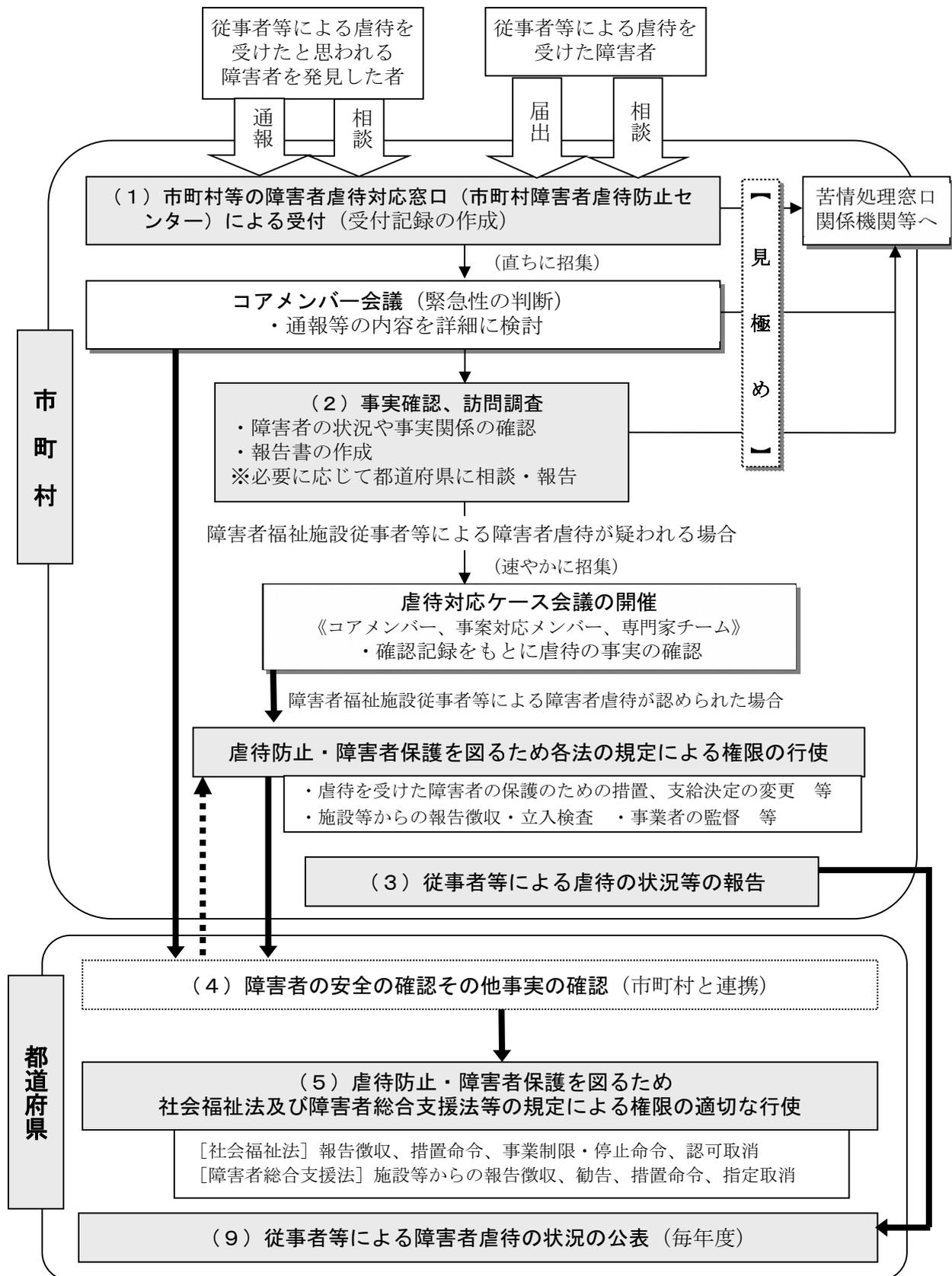
(2) 実地指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害児虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

3 相談・通報・届出への対応（市町村）



(1) 通報等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されています(第16条第1項)。これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。

また、虐待を受けた障害者は市町村に届け出ることができることとされています(第16条第2項)。

イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合等

障害者が利用している障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合の虐待事案では、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県等と協力して行うこととなりますので、当該都道府県等にも速やかに連絡を入れる必要があります。

なお、障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が遠方の他県である場合等は、支給決定を行った市町村が速やかに障害者の安全確認や事実確認を行うことが困難な事態も考えられます。その場合は、障害者福祉施設等が所在する市町村が通報等を受け付け、当該施設所在地の都道府県等が支給決定市町村に代わり障害者の安全確認や事実確認を行うことも考えられます。支給決定を行った市町村も当該施設所在地の都道府県等に対し、障害者の支給決定状況等の情報提供を含め積極的に協力するなど、通報を受けた市町村、障害者福祉施設等の所在地の都道府県、支給決定をした市町村が連携し、速やかに障害者の安全確認、事実確認を行うことができるよう適切に対応します。

障害者福祉施設等で虐待を受けたと思われる障害者の支給決定市町村が複数ある場合、各市町村が障害者の安全確認、事実確認等を行うこととなります。その場合は、都道府県障害者権利擁護センターが、障害者虐待防止法に定める市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整等を行うこととなります。

ウ 通報等の受付時の対応

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた市町村職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障害者施設従事者等による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口（例えば市町村や当該事業所の苦情処理窓口等）での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

※ この他、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。「Ⅱ—3 (1) 相談、通報及び届出の受付」を参照してください。

また、障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に特に配慮することが必要です。

なお、障害者虐待防止法第 16 条第 1 項に基づく障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報は、虐待を発見した個人だけでなく、関係機関や行政機関等が行う場合もありますが、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号及び第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」として、当該障害者等の個人情報等を市町村に提供することが可能です。

※ 「法令に基づく場合」に該当するため、市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センターは、要配慮個人情報取得に当たって、本人同意の取得は不要（個人情報保護法第 20 条第 2 項第 1 号）。

エ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養護者による障害者虐待についても同様）。（第 16 条第 3 項）
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第 16 条第 4 項）

が規定されています。したがって、障害者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解されます。こうした規定は、障害者福祉施設等における障害者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の通報をした場合には、そもそも第 16 条第 1 項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益取扱いの禁止等を

規定する第 16 条第 4 項が適用されないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成 18 年 4 月から施行されている公益通報者保護法の第 5 条には、公益通報をしたことを理由として、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないと規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

障害者虐待防止法施行後、虐待通報した職員に対して、施設側から損害賠償請求が行われる事案が発生しました。適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものです。

都道府県、市町村においては、施設管理者等に対して研修等様々な機会を通じて障害者虐待防止法の趣旨について啓発に努めるとともに、通報義務に基づいて適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等に対して解雇その他不利益な取扱いがなされないよう、通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在について周知徹底を図ることが必要です。

オ コアメンバーによる対応方針の協議

「I-3 (2) 対応方針の協議」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、特に留意が必要です。

(2) 市町村による事実の確認

通報等を受けた市町村は、通報等に係る内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。この際、事実確認のための調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障害者福祉施設等や、虐待を受けたと思われる障害者に対して実施します。前述のように、通報等の内容は様々です。通報が明らかな虚偽である場合はともかく、虚偽の通報であるのかどうかについては、丁寧に事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

こうした事実確認等は、市町村が行うべきものですが、この段階では障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限（障害者総合支援法第 10 条又は、第 48 第 1 項第 3 項、第 51 条の 27 第 1 項及び第 2 項）に基づくものではなく、同法第 2

条第1項第2号及び第3号に規定する市町村の責務に基づき行われるもので、障害者福祉施設等の任意の協力の下に行われます。

(3)に示すように、その結果、障害者虐待が確認された場合や障害者福祉施設等が調査に協力しない場合等、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される場合には、障害者虐待の事実が確認できなくとも市町村から都道府県へ早期に報告し、市町村と都道府県が連携してその後の対応を行うことが必要となります。

特に、一つの施設・事業所で複数の支給決定市町村が関わる虐待に関する通報等があった場合、それぞれの支給決定市町村が事実確認調査を行うこととなりますが、各支給決定市町村が相互に虐待の状況や虐待判断の有無等を共有しないまま、事実確認調査においてなかなか虐待の有無の判断に至らず、その間に虐待による被害の拡大につながる恐れがあります。このような状況を防止するためには、早期の情報共有と適切な対応を図るため、以下の点に留意する必要があります。

① 支給決定市町村

虐待の疑いがあるものの虐待の判断には至らない重症度が高い事案、虐待の疑いは高いが聞き取り調査だけでは虐待の判断に至らない事案等の注意が必要と思われる事案は早期に都道府県等(※1)に報告します。

(※1)政令指定都市・中核市等、事業所や法人の指導・処分権限がある場合は、そちらにも報告をします。

② 施設所在地市町村

施設所在地市町村には通報等の第一報が入りやすいこともあり、同一の施設・事業所で複数の同様の虐待が発生していることに気づきやすい立場にあることから、注意が必要と思われる通報事案については、支給決定市町村だけでなく、都道府県等にも連絡します。

③ 都道府県等

上記の報告・連絡があった場合、都道府県等においても迅速に管理職が入ったコアメンバー会議等を開催し、都道府県等が主体となった関係市町村との合同による事実確認調査や指導監査の実施も含め、組織としての適切な対応を行います。

また、悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合にも、速やかに市町村から都道府県に報告することが必要です。

障害者総合支援法の規定により市町村長、都道府県知事が調査権限に基づいて障害者福祉施設等に対して報告徴収又は、立ち入り検査を行う場合、質問に対して虚偽の答弁をしたり、検査を妨害したりした場合は、障害者総合支援法の規定により指定の取消し等を行ったり(第50条第1項及び第3項、第51条の29第1項及び第2項)、30万円以下の罰金(第111条)に処することができます。これらの規定について、障害福祉施設等の管理者や従事者等に説明し、事実確認調査への誠実な協力を要請することが考えられます。

なお、障害者福祉施設等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会等の組織が整備されている場合には、市町村による事実確認調査とあわせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、当該障害者福祉

施設等の運営改善に向けた取組が機能しやすくなると考えられます。

ア 調査項目

(ア) 障害者本人への調査項目例

- ① 虐待の状況
 - ・ 虐待の種類や程度
 - ・ 虐待の具体的な内容
 - ・ 虐待の経過
- ② 障害者の状況
 - ・ 安全確認：関わりのある障害者福祉施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く。）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
 - ・ 身体状況：傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
 - ・ 精神状態：虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
 - ・ 生活環境：障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ③ 障害福祉サービス等の利用状況
- ④ 障害者の生活状況 等

(イ) 障害者福祉施設等への調査項目例

- ① 当該障害者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項 等
 - ・ 事故・ヒヤリハット報告書
 - ・ 苦情相談記録
 - ・ 虐待防止委員会・事故防止委員会の記録
 - ・ 職員への研修状況

イ 調査を行う際の留意事項

① 複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、記録用にICレコーダー等の録音機材や、ビデオカメラ、デジタルカメラ等の映像を記録できる機材を携行します。

② 医療職の立ち会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が想定される場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会

うことが望まれます。

特に、身体的虐待事案や性的虐待事案においては、医学的情報も含めたアセスメントが必要となります。行政に所属する医療職（保健師、看護師等）が事実確認調査に同席することや、コアメンバー会議に同席して意見を得ることは、医療職としての観点での情報が得られる可能性が高まり、その後の事実確認調査や虐待の判断をより適切に行うことができます。例えば、セカンドオピニオンを得ることや障害者総合支援法に基づく監査の実施を検討するなど、「虐待の判断に至らず」という結論を安易に導くことを回避できる可能性が高まると考えられます。そのためには、都道府県とも協力し、事実確認の段階から行政に所属する医療職と連携し、医学的な情報や助言を得られる体制の構築が重要となります。専門職との連携体制の構築に当たっては、地域生活支援事業の障害者虐待防止対策支援事業の活用等も考えられます。

③ 障害者及び障害者福祉施設等への十分な説明

調査に当たっては、障害者及び障害福祉サービス事業所等に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について……………担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について……………調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 調査への協力について……事実確認調査に対し誠実に協力することを求めるとともに、虚偽の答弁等があった場合の障害者総合支援法に基づく罰則規定の説明
- ・ 障害者の権利について……障害者の尊厳の保持は基本的人権の尊重であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村が取り得る措置に関する説明

④ 記録類の確認

通報内容の事実確認を行う上で、記録類は重要な情報源となります。

- ・ 日々の利用者支援に関する記録や事故報告書等に、虐待通報に関連した記述がないか
 - ・ 虐待があったとされる日の勤務表や業務の分担表等で、虐待の現場に居合わせたり目撃した可能性の高い職員を絞り込めないか
- 等必要な分析を行います。

⑤ 聞き取り調査の留意点

聞き取り調査に当たって、障害者や障害者福祉施設従事者等が、管理者や他の職員に気兼ねなく安心して話すことができるよう、個室を確保した上で、個別に聞き取りを行い、話の内容が他に聞かれないよう配慮することが必要です。

また、障害者が聞き取り調査に回答する場合、内容によっては、後で障害者施設等の側から不利益な取扱を受けるのではないかと不安を感じていたり、障

害者福祉施設従事者等の場合は、虐待の疑いのある同僚の職員への遠慮や気兼ね等から、虐待の事実を知っていても黙っていたり、最低限のことしか話さなかったりすることも考えられます。

聞き取り調査を受ける相手の立場や心情に理解を示した上で、それでも真実を話してもらうことが、結果として利用者、職員、管理者・設置者全ての人にとって最善の道につながることを説明し、協力を求めることが必要です。

⑥ 虐待があった当該施設が自ら適切に通報した場合の留意点

障害者虐待防止法の浸透により、虐待があった当該施設が、設置者・管理者の意思も含め自ら適切に通報する事例が増えています。その場合、当該施設は市町村の事実確認調査に積極的に協力し、虐待が起きた事実を認め、再発防止策に前向きに取り組もうとしている可能性があります。そのような場合に、虐待を認めず、隠蔽しようとする施設と同様の厳しい対応で事実確認調査を行うことは適切とはいえません。施設の姿勢を見極めつつ、事実確認を適切に行い、再発防止に向けた取組を支援する姿勢が求められます。

⑦ 元職員からの聞き取り調査の検討

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報の中には、当該障害者福祉施設等の元職員からの通報もあります。当該障害者福祉施設等に勤務していた頃は、施設側から不利益な取扱いを受けるのではないかという懸念があった人や同僚職員への気兼ね等から通報をためらっていた人が、退職を機に通報したものと思われます。

当該障害者福祉施設等を退職した元職員は、在職中に感じる懸念や心配から解放されるため、事実確認調査を進める際には、在職中に目撃したかもしれない虐待事案に関する情報提供についても協力が得られやすいことが考えられます。職員からの聞き取り調査から十分な情報が得られない場合、聞き取り調査の対象に当該障害者福祉施設等の元職員を加えることを検討します。

障害者総合支援法第48条第1項、第51条の27第1項及び第2項、児童福祉法第21条の5の22第1項及び、第24条の34第1項では、都道府県知事又は市町村長による、当該サービス事業所の従業者であった者等に対する報告徴収等の権限が規定されていますので、障害者総合支援法等の権限に基づく聞き取りを行うことも可能です。

⑧ 聞き取り等の調査の方法

聞き取り調査の内容を正確に記録に残すために、会話の録音・録画について、必要性を説明した上で同意を求めます。

録音・録画の法的側面については、厚生労働省平成29年度障害者総合福祉推進事業「指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の在り方に関する調査研究」報告書(P32)を参照してください。また、各障害の特性と聞き取りの留意事項などについても、同報告書に説明(P39～)がありますので参考にしてください。報告書 URL は巻末尾「参考資料」に記載しています。

聞き取りに当たっては、事案が起きてから時間が経過している場合も少なくないため、まず記憶を呼び戻してから話してもらう必要があります。なるべく静かで視覚的な刺激が少ない部屋を確保し、集中して思い出してもらった上で、答えを誘導しないオープンな質問の仕方で行います。障害者に対して聞き取り調査を行う場合は、質問を理解しやすい言葉に言い換えるといった工夫や、聞き取りの内容を把握する補助としてコミュニケーションボードやピクトグラム（図や絵記号）等の使用を検討します。

【誘導質問】

(例)「職員Aに叩かれましたか？」

(例)「利用者Bが職員Aに叩かれたのを見ましたか？」

【自由再生質問】

(例)「何があったか、よく思い出してください(間を取る)。思い出したことを、どんなことでも詳しく話してください」(オープンな質問)

→「(写真を用意して) その人は、この中にいますか？」(具体物による確認)

→「その時の動作をやってみてください」(動作による確認)

→「その時に障害者や職員がいた位置を、図に書いてみてください」(図による確認)

→「その部分を、もっと詳しく話してください」(部分を限定しての確認)

※ 最後に、「聞き取り調査の後思い出したことがあったら、どんなことでもいいので、連絡してください」と伝え、数日後に連絡を取ってみることで、聞き取り調査の時には思い出せなかった情報を得ることができる場合があります。

⑨ 障害者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たって、障害者や障害者福祉施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

※ この他、養護者虐待の場合の留意点(「Ⅱ-3(3) エ 訪問調査」)についても参照してください。

⑩ 個人情報の取扱い

通報を受けて市町村が事実確認調査を行う際には、障害者虐待防止法第19条を受け、障害者総合支援法第2条第1項第2号及び第3号に規定する市町村の責務に基づく任意の調査、又は市町村長による調査権限(障害者総合支援法第10条又は、第48第1項第3項、第51条の27第1項及び第2項)に基づく調査を行うこととなります。

その際、障害者福祉施設等や他の市町村等の行政機関等から、個人情報保護法第27条第1項第1号及び第69条第1項の「法令に基づく場合」として個人情報等の提供を受けることが可能です。

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある障害者福祉施設従事者等、所属する障害者福祉施設等に対する調査を終えた後、調査の結果を記載した報告書を作成して管理職の確認を取ります。

ここで、障害者虐待の疑いが認められない事案に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

エ 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定

調査の結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、虐待対応ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人や障害者福祉施設等への対応方針等を協議します。

※ この他、「虐待対応ケース会議」については「Ⅱ—3 (5) 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定」を参照してください。

オ 市町村による任意の指導

調査の結果、市町村は自らが支給決定をした障害者の支援を適切に行うために必要があると認めたときは、障害者福祉施設等に対して口頭又は文書により指導を行うことがあります。この指導は、任意の調査に基づく行政指導ですので、当該指導に従わないことを理由として不利益な取扱いをすることはできません。(なお、当該市町村が指定した、又は運営費を助成した障害者福祉施設等に関しては、運営全般について指導が可能です。)

(3) 市町村から都道府県への報告

市町村は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を都道府県(※)に報告することとされています(第17条)。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、都道府県に報告する情報は、通報のあった全ての事案ではなく、障害者福祉施設従事者等による虐待の事実が確認できた事案を基本とします。

ただし、「Ⅲ—3 (2) 市町村による事実の確認」において述べたとおり、障害福祉サービス事業所等が調査に協力しない場合等、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される場合には、障害者虐待の事実が確認できていなくとも早期に市町村から都道府県へ報告することが必要となります。

また、悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県に報告する等、必要に応じて柔軟に対応することが求められます。

※ 政令指定都市・中核市等、事業所や法人の指導・処分権限がある場合は、そちらもに報告をします。

都道府県に報告すべき事項（例）

- 1 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害支援区分その他の心身の状況
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- 5 市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた障害者施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

市町村から都道府県に障害者虐待の第一報あるいは事実確認のための情報共有がなされた後、相当時間が経過してから最終的な報告がなされる事例や、都道府県から問合せがあるまで報告がなされない事例があることが指摘されています。都道府県が市町村と適切な連携を図るためにも、市町村は都道府県に対し、第一報等の後概ね1カ月以内に、その後の経過や対応の結果（虐待であることが確認できなかった場合を含む。）を報告するようにしてください。

なお、当該都道府県への報告については、個人情報保護法第69条第1項の「法令に基づく場合」として、保有個人情報を提供することが可能です（障害者虐待防止法第17条に基づく対応）。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

障害者福祉施設従業者等による障害者虐待の事実が認められた事案である。

特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。

更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

(注) 不明の項目については記載しなくてもよい。

1 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 : _____

・サービス種別 : _____

(事業者番号 : _____)

・所 在 地 : _____

TEL _____ FAX _____

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の性別、年齢及び障害種別

氏 名		性別 ()	年齢 ()
障害の種類 (程度区分)	身体障害 知的障害 精神障害		
	その他 ()		
	障害程度区分 非該当 1 2 3 4 5 6 不明等		
	行動障害の有無 無 ・ 有 (行動関連項目 点)		

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 性的虐待 心理的虐待 放棄・放置 経済的虐待 その他 ()
虐待の内容	
発 生 要 因	<input type="checkbox"/> 教育・知識・介護技術等に関する問題 <input type="checkbox"/> 職員のスプレッスや感情コントロールの問題 <input type="checkbox"/> 倫理観や理念の欠如 <input type="checkbox"/> 虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ <input type="checkbox"/> 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ <input type="checkbox"/> その他

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、性別、年齢及び職種

氏名		性別 ()	年齢 ()
職名・職種			
(有する資格)			

5 区市町村が行った対応

通報受理年月日	令和 年 月 日
事実確認調査年月日	令和 年 月 日 ※複数ある場合は、初めに行った日を記入
事実確認後の対応	
<input type="checkbox"/> 施設等に対する指導 <input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出依頼 <input type="checkbox"/> 虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載すること）	
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	

6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

<input type="checkbox"/> 施設等からの改善計画の提出 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載すること）
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>

(4) 都道府県による事実の確認

市町村からの報告を受けた都道府県は、市町村によって障害者虐待の事実確認がされていないとき等、報告に係る障害者福祉施設等に対して、事実確認のための調査を実施します。

調査の際には、当該通報等に係る障害者についての支給決定を行った市町村に調査への同行を依頼する等連携して対応します。

障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待が発生した事案では、問題の全容を究明するための第三者検証委員会報告書の中で、都道府県の実事確認等について次のような指摘がされました。

- ・ 県の通常の監査においては、施設に対し日時及び提出書類等について事前に通知し、監査当日は、施設の巡回後に、事前に提出された書類を基に主に管理者にヒアリングを行っており、提出した資料に依拠して評価・判断することになり、結果として、虐待を見抜くという観点からの対応としては機能していなかった。
- ・ 施設を指導する本庁の課から、障害者総合支援法に基づく監査を行う出先機関に対して虐待疑義事案等の情報が提供、共有されていれば、厳しい目で監査や指導を行い、施設の体質を改善できた可能性があったが、情報提供は行われていなかった。

このような指摘を踏まえ、監査においては報告書類のチェック中心ではなく、施設内巡回の時間を拡大するとともに、幹部のみならず支援員からも聞き取りを行うほか、適宜、抜き打ち検査を実施する等、虐待に関する通報や情報については、障害者福祉施設等の監査を担当する部署とも情報共有し、丁寧かつ慎重に事実確認調査を行うことが必要です。

(5) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使等

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法その他関係法律に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています（第19条）。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、当該施設等から報告を受けて事実を確認し、障害者虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は、虐待を受けた障害者の保護を適切に行うとともに、必要に応じて当該施設等に対する指導等を行い改善を図るようにします。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う、等の対応が考えられます。また、虐待が複数の職員により継続的に行われていたり、管理者、設置者が虐待の事実を知っていながら通報もせず放置していたり、隠蔽しようとした疑いがある場合等、組織的に行われていた疑いがある場合には、第三者による検証委員会

を設置し、徹底的な虐待の事実や原因の解明を行う等の対応が考えられます。

さらに、管理者、設置者が自ら虐待を行っていた場合や、職員の虐待行為の放置、虚偽報告、隠蔽等悪質な行為があった場合は、当該管理者、設置者を障害者福祉施設等の運営に関与させない指導を行い、体制の刷新を求めることを検討する必要があります。

指導に従わない場合には、別表に掲げる社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等の権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図ります。

なお、法人・事業所への再発防止の指導や勧告、行政処分は虐待者個人の責任追及とは明確に分けて実施されるべき内容です。障害者虐待防止を担当する自治体として、事実確認調査の結果から施設・事業所で虐待が起きたことが明らかである場合、加害者の認否の如何に関わらず虐待の有無の判断を行い、施設・事業所の指導につなげていくことが求められます。仮に、虐待者が退職をしたり、逮捕されたりした場合にも、それで施設・事業所としての課題が解決したわけではありません。当該虐待の背景や要因を分析し、施設・事業所は自ら再発の防止に向け取り組まなければならない、自治体においては再発防止の取組みに対し適切な助言・指導を行うことや、必要な場合には適切に権限行使を行い、運営の適正化を図ることが求められます。

(6) 特定非営利活動促進法による権限の行使

特定非営利活動法人が運営している障害福祉サービス事業所等で虐待があった場合、市町村又は都道府県は、障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分等の指導を行い、改善を図るほか、事案によっては、都道府県等の所轄庁が特定非営利活動促進法の規定に基づいて、法人に対して改善命令や設立の認証の取消し等の措置を採ることも考えられます。

○特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)

(改善命令)

第42条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

【別表】社会福祉法・障害者総合支援法等による権限規定

社会福祉法	第 56 条第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
	第 56 条第 4 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する勧告
	第 56 条第 5 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に従わなかった社会福祉法人の公表
	第 56 条第 6 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に係る措置をとらなかった社会福祉法人に対する措置命令
	第 56 条第 7 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員解職勧告
	第 56 条第 8 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する解散命令
	第 57 条	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の事業停止命令
	第 71 条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
	第 72 条	都道府県知事	社会福祉事業を営む者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

障害者総合支援法	第 10 条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 11 条第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事	自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
	第 48 条第 1 項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 48 条第 3 項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入調査等
	第 49 条第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告

障害者総合支援法	第49条第2項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
	第49条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定事業者等の公表
	第49条第4項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対する措置命令
	第50条第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第50条第3項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設の指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第51条の3第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告徴収、立入検査等。(業務管理体制)
	第51条の4第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する勧告(業務管理体制)
	第51条の4第2項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の公表(業務管理体制)
	第51条の4第3項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令(業務管理体制)
	第51条の27第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の27第2項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第51条の28第1項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する勧告
	第51条の28第2項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定特定相談支援事業者に対する勧告

障害者総合支援法	第 51 条の 28 第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定一般相談支援事業者の公表
	第 51 条の 28 第 3 項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に従わなかった指定特定相談支援事業者の公表
	第 51 条の 28 第 4 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかつた指定一般相談支援事業者に対する措置命令
	第 51 条の 28 第 4 項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に係る措置をとらなかつた指定特定相談支援事業者に対する措置命令
	第 51 条の 29 第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 51 条の 29 第 2 項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 51 条の 32 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対する報告徴収、立入調査等（業務管理体制）
	第 51 条の 33 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者に対する勧告（業務管理体制）
	第 51 条の 33 第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に従わなかつた指定相談支援事業者の公表（業務管理体制）
	第 51 条の 33 第 3 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に係る措置をとらなかつた指定相談支援事業者に対する措置命令（業務管理体制）
	第 81 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する報告徴収、立入検査等
	第 82 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・停止命令
	第 82 条第 2 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業を行う者、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命令
第 85 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告徴収、立入検査等	

第 86 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設に対する事業停止・廃止命令
------------------	---------------------------	------------------------------

※指定都市又は中核市自らが設置する場合は除く

児童福祉法	第 21 条の 5 の 22 第 1 項	都道府県知事 市町村長	指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 21 条の 5 の 23 第 1 項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者等に対する勧告
	第 21 条の 5 の 23 第 2 項	都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害児通所支援事業者等の公表
	第 21 条の 5 の 23 第 3 項	都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児通所支援事業者等に対する措置命令
	第 21 条の 5 の 24 第 1 項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 24 条の 34 第 1 項	市町村長	指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 24 条の 35 第 1 項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する勧告
	第 24 条の 35 第 2 項	市町村長	勧告に従わなかった指定障害児相談支援事業者の公表
	第 24 条の 35 第 3 項	市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児相談支援事業者に対する措置命令
	第 24 条の 36 第 1 項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止

特定非営利活動促進法	第 42 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置命令
	第 43 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人の設立の認証の取消

(7) 虐待があった施設の再発防止に向けての支援

虐待があった施設は、行政からの指導や処分を受けた後、自ら再発防止策を講じ、改善の取り組みを行うことが基本です。しかし、中には組織の運営管理の力量不足から、自ら支援の質の向上を図ろうとしても、方法が分からない等の要因から具体的な取組につながらない場合もあります。

そのような場合、行政が模範となる施設を紹介し、コンサルテーションを受けるよう指導した結果、改善の効果があつた、という事例が報告されています。自治体の中には、模範となる施設に「虐待防止アドバイザー」を委託し、虐待があつた施設に派遣して、再発防止の支援を行つて例もあります。

指導、処分に留まらず、行政もその後の改善と一緒に取り組む姿勢を示すことが、施設にとって虐待通報することが、改善のための第一歩として前向きに捉えることにつながります。

(8) 障害者福祉施設従事者等による虐待の報道事例

障害者虐待防止法施行後も、障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待の事案が起きています。障害者福祉施設等の職員や管理者等の責任者が通報義務を果たさず、虐待を長期間放置し、隠蔽しようとしたことにより、深刻な虐待に及んでしまった事案について、報道から例示します。

ア 介護福祉士が入所者を殴り骨折、施設は事故として処理

警察は、障害者支援施設に入所中の身体障害者の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士を逮捕した。男性は骨折等複数のけがを繰り返しており、日常的に虐待があつた可能性もあるとみて調べている。

警察によると、同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。同法人は「逮捕容疑が事実であれば、管理体制についても問題があつたということになる。おわびするしかない」としている。

(その後、県警はさらに5人の職員を傷害、暴行の容疑で地検に書類送検した。また、県の特別監査に対し、5人が「やっていない」と虚偽答弁をしていたとして、全員を障害者自立支援法違反容疑でも送検した。県は、法人に対して社会福祉法に基づく改善命令を出し、虐待を防げなかった理事長が経営に関与しない体制にするよう要求したほか、再発防止策も求めた。法人は、理事長を含む理事会及び施設管理者の体制刷新と関係職員への処分を行った。)

イ 職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、同園の施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討等を求める改善勧告を出した。施設長は立ち入り検査時には「暴行の報告はなかった」と説明。しかし、その後の調査に「報告があったことを思い出した。聞き取り調査したが虐待はなかった」と証言を覆した。さらに、県が詳しく事情を聴くと、施設長は、職員4人が虐待をしたとの報告があったと証言。暴行したと判断し、口頭注意したことを認めた。その後、施設長はセンター長に「不適切な支援はなかった」と事実と異なる報告をした。

(その後、暴行した職員は傷害致死容疑で逮捕された。また、行政の調査により10年間で15人の職員が23人の入所者に対して虐待を行っていたことを確認。施設長、理事長等が法人、施設の運営に関与しないことを含む行政指導が行われ、体制の刷新、関係者の処分が行われた。)

イの虐待事案においては、虐待問題の第三者検証委員会が設置され、その報告書の中では行政のチェック体制について「Ⅲ-3 (4) 都道府県による事実の確認」のような指摘がされています。

ウ 職員2人に罰金30万円の略式命令判決 証拠隠滅の罪で

障害者支援施設で、入所者の男性が重傷を負い、職員ら2人が傷害容疑で逮捕された事件で、検察は暴行の内部調査書類を処分したとして、同法人職員2名を証拠隠滅罪で簡易裁判所に略式起訴した。簡易裁判所は2人にそれぞれ罰金30万円の略式命令を出した。起訴状によると、暴行事件の調査を担当した2人は共謀し、施設の事務室内で、暴行の目撃証言が記載された書面などをシュレッダーで廃棄し、証拠を隠滅したとされる。

(その後、暴行に関与した2名は懲役2年4カ月〔執行猶予4年〕、懲役2年〔執行猶予4年〕の有罪判決を受けた。また、法人の理事長は一連の騒動の責任を取り、辞任した。)

(9) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています（第20条）。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における障害者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするものであり、公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません。

(ただし、障害者虐待等により、障害福祉サービス事業所としての指定取消が行われた場合には、障害者総合支援法に基づきその旨を公示する。)

こうした点に留意しつつ、運用することが必要です。

公表の対象となるのは市町村・都道府県が事実確認を行った結果、実際に障害者虐待が行われていたと認められた事案です。具体的には、次のようなものが考えられます。

- ① 市町村による事実確認の結果、障害者虐待が行われていたと認められるものとして、都道府県に報告された事案
- ② 市町村及び都道府県が共同で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われていたと認められた事案
- ③ 市町村からの報告を受け、改めて都道府県で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われていたと認められた事案

上記の事案を対象とし、厚生労働省令で定める項目について集計した上で、公表します。

厚生労働省令に定める都道府県知事が公表する項目

- 一 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況
- 二 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置
- 三 虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 四 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

なお、法に基づく公表事項以外にも、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に対する指導・措置等を適宜公表することとしている自治体もあります。

4 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつく等の行為があるときや自分自身を強く叩き続ける等の行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり居室に隔離したりする等行動制限をすることがあります。

このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまいます危険もあります。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

一方で、肢体不自由のある利用者の場合、例えば体幹筋力のない利用者に対する

車椅子の体幹ベルトが「虐待にあたるおそれがある」と、ベルトを外すことで、利用者本人が怖い思いをしたり、車椅子から転落したりする事例もあります。「正当な理由」があるにもかかわらず、過度の「ベルト外し」によってかえって適切な支援が妨げられていたり、ベルトなしでは車椅子に乗車できないという理由でベッドに寝かせきりになってしまうという、かえって虐待を助長させるような対応がとられるなど、現場での不適切な事例も散見されます。従って、行動障害等のある利用者への対応とともに、肢体不自由のある利用者への対応も整理したうえで、施設職員はもとより監査指導を行う自治体職員も含めて適切に取り組む必要があります。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車椅子やベッド等に縛り付ける。(※)
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(※) 肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存能力を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するためには、理学療法士等のリハビリテーション専門職や介護職員が連携し、安全性かつ機能性を高める様々な工夫が欠かせません。この姿勢保持に対する工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は支援には必要なものであり、身体拘束にあたらぬといえます。

(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月）に基づく以下の要件に沿って検討する方法等が考えられます。

ア やむを得ず身体拘束を行う3要件

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

④ 身体拘束廃止未実施減算

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

また、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項として、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること及び従業者に対し研修を定期的実施することが追加されました。これらを満たしていない場合にも、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。また、身体拘束廃止未実施減算の対象には、訪問系サービスが追加されています。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第 172 号)

(身体拘束等の禁止)

第 48 条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第 171 号)」にも同様の規定あり。

《身体拘束廃止未実施減算》 5単位／日

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

なお、こうした取組が小規模事業所においても過剰な負担とならないようにするため、令和3年度の障害者総合福祉推進事業において、小規模事業所における望ましい取組方法（体制整備や複数事業所による研修の共同実施等）について調査研究を行い、令和4年3月に事例集としてまとめています。

<参考：小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント>

※令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備に関する研究 事例集」(PwC コンサルティング合同会社) より一部抜粋

○身体拘束等の適正化

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
身体拘束等を行う場合の必要事項の記録	① 記録に必要な書式・様式等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。
身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催	<p>② 身体拘束適正化委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。</p> <p>③ 身体拘束適正化委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営する。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討することも差し支えない。」としています。</p> <p>④ 既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて身体拘束適正化委員会を実施する。</p> <p>⑤ 身体拘束適正化委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、医師等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。</p>
研修の実施	<p>⑥ 身体拘束に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。</p> <p>⑦ 域内で積極的に身体拘束に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。 ※解釈通知では、「研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。」とされています。</p> <p>⑧ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加しない職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。</p>
指針の整備	⑨ 身体拘束等の適正化のための指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

(4) 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用

肢体不自由者のなかには、脊椎の側弯や、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車椅子を医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても楽に座位が取れるようにいすの形状やパッド等の配置が設計されている他、脊椎の側弯や関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果があるといえます。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適切ではありません。

むしろ、身体拘束と同等に対応することで装着・利用に制約が課せられ、QOL低下に繋がることもあります。身体拘束か否かは、目的に応じて適切に判断することが求められます。

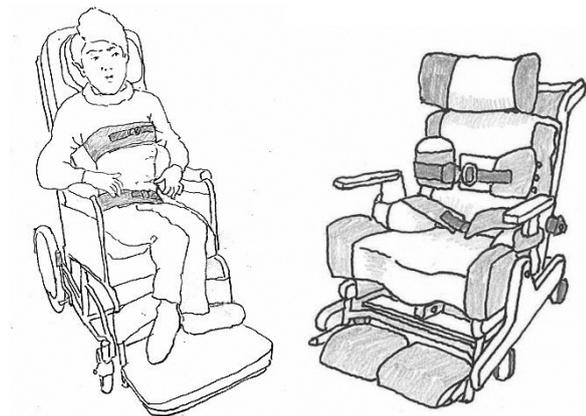
ただし、座位保持装置等であっても、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存能力を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為を除き、ベルトやテーブルをしたまま障害者をいすの上で漫然と長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、医師や理学療法士等の専門職の意見を踏まえ、座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確にし、ご本人並びに家族の意見を定期的に確認し（モニタリング）、その意見・同意を個別支援計画に記載が必要です。

記録内容は「態様・時間・理由・関係者間で共有されているか等」が記載されていることが重要です。長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止するための取り組みにも留意することが必要です。

記録については、平成31年3月29日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービス等報酬に係るQ&A」問1において、「ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画に記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。」と明記されています。

従って、医師の意見書・診断書を踏まえ目的に応じて取り扱われており、個別支援計画等への記載があれば、逐次のケア記録等への時間等の記載を求めているわけではありません。

ヘッドギアについても同様に、利用する人の安全性のみならずQOLの視点から個別支援計画において、必要性を明確化し、定期的に確認すること（モニタリング）が必要です。



(座位保持装置等の例)

5 行動障害を有する者に対する支援の質の向上

(1) 行動障害を有する者の支援と研修の必要性

障害者虐待対応状況調査の結果によれば、障害者福祉施設従事者等から虐待を受けた障害者の内の20%以上に行動障害がありました。虐待の報道事例の「職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に虚偽報告」(Ⅲ-4(8)イ参照)で虐待にあって亡くなってしまった人も行動障害がある利用者でした。この事案で設置された第三者検証委員会報告書では、行動障害のある利用者に対する虐待が起きた要因の一つを、次のように指摘しています。

「虐待(暴行)の原因の一つには、個人の問題として、支援スキルが不十分であり、また、虐待防止についての基礎的知識がない、ということが挙げられる。このため、支援に行き詰まり、行動障害を抑えるために暴行に至った面があることは否定できない。例えば暴行した5人は、行動障害に係る専門研修や、虐待防止に関する研修をほとんど受けていなかった。また、支援に行き詰まりかけていた段階で、始めは緊急避難的な過剰防衛としての力を行使していたと考えられるが、だんだんとその方が通常の支援より楽だと思い、通常の適切な支援の実施に努めずに、安易に暴行を行うことを繰り返していた。」(一部を抜粋)

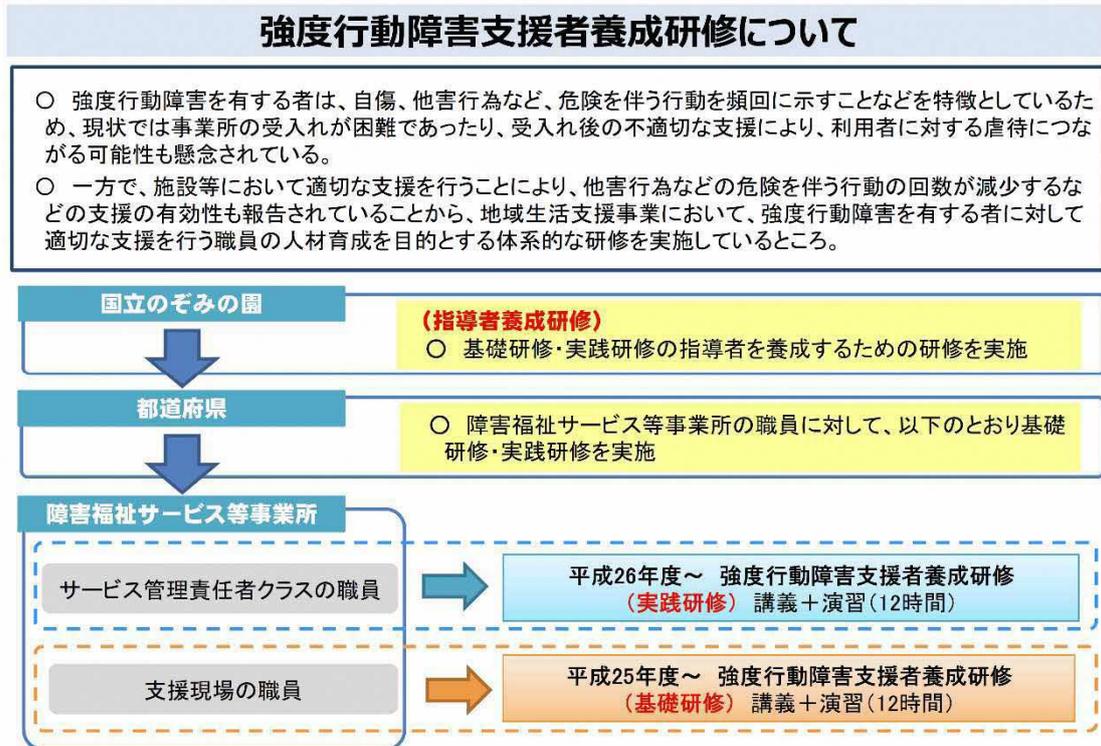
行動障害を有する者の虐待を防止するためには、職員に行動障害に係る研修を受講させ、支援スキルを向上させることが不可欠です。

(2) 強度行動障害支援者養成研修の適切な実施

厚生労働省では、施設等において行動障害を有する障害者に対する適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、指導者を養成するため「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」及び「同(実践研修)」の指導者研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施しています。また、都道

府県が実施する「強度行動障害支援者養成研修」を都道府県地域生活支援促進事業のメニュー項目として盛り込み、研修経費を補助しています。

都道府県においては、これらの研修事業を適切に実施し、施設等の職員が行動障害を有する者に対して適切な支援を行うことができるよう、人材養成に取り組むことが求められます。



6 性的虐待の防止

(1) 性的虐待の特徴

性的虐待は、他の虐待行為よりも一層人目に付きにくい場所を選んで行われることや、被害者や家族が人に知られたくないという思いから告訴・告発に踏み切れなかったり、虐待の通報・届出を控えたりすること等の理由により、その実態が潜在化していることが考えられます。

また、成人の障害者に対して行われる事案もありますが、放課後等デイサービス等を利用する障害児に対して行われる事案も報告されています。近年の特徴として、携帯電話やスマートフォンのカメラ機能を悪用し、わいせつ行為を撮影し記録に残したり、SNS等を通してわいせつな画像を送付させるといった悪質な犯行もみられています。

さらに、「障害者なら被害が発覚しないと思った」などの卑劣な理由から、採用されて勤務を開始した直後から犯行に及び、利用者と二人きりになる場面を見計ら

って継続的に虐待を繰り返したり、利用者の恋愛感情につけ込んで、事業所の内外で関係を持つなどの悪質な事案も報道されています。支援者と利用者という援助関係においてそうしたやり取りや関係性を持つことは厳に慎むべきであることは言うまでもありませんが、利用者側の障害特性や依存傾向なども影響して、発見が遅れてしまったり、周囲もなんとなくおかしいと思いながらも特に問題視せずに推移してしまったりすることもあります。

これらの虐待は、被害に遭った利用者の情緒が急に不安定になったなど本人の様子の変化を家族が不審に思ったり、虐待者である職員が異性の利用者とはばかり接する等の問題行動があることに他の職員が気付いたりすることなどが、発見の端緒になっている場合があります。また、本人や家族が二次被害を恐れて性的虐待を受けた事実を周囲に相談することや、市町村に通報することが難しいという課題もあります。

（２）自治体における性的虐待の防止に向けた対応

自治体においては、利用者には何らかの障害があり、被害を訴えたらサービスの利用ができなくなるかもしれないといった心配があるなど立場も弱く、意思の表明も難しい状況があることを踏まえて対応する必要があります。「I-2 (2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント」で記載のとおり、虐待の判断に当たっては「本人の自覚」や「加害者の自覚」は問わないこととしています。虐待をしている職員が、その立場や利用者の障害につけ込んで関係性を持っている可能性があることを常に意識して、厳格な対応を行う必要があります。

また、性的虐待の対応は自治体職員の虐待対応の経験の蓄積が比較的少ない分野であり、自治体職員の対応のノウハウも不足している現状が指摘されています。性的虐待に関する事実確認調査においては、司法面接等の面接に関する専門的な研修を受講し、基本的な知識や経験を身に付けるとともに、事案によっては訓練を受けた専門家が必要に応じて面接に対応できる体制を整えておくことが必要です。さらに、被害を受けた被虐待者及びその家族に対するカウンセリング等の心理的支援が必要になる場合があることから、協働できる専門機関とつながっておくことが有効です。これらに関しては、障害者虐待防止部署のみで体制を確立することは難しいことも考えられるため、児童虐待防止部署との共有を促進する等の方策も考えられます。さらに、市町村から都道府県に相談がなされた場合の支援体制を強化していくことが必要です。

I-1 (2) エに記載したとおり、「刑法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 72 号）」が平成 29 年 7 月に施行され、性犯罪については、「非親告罪」（告訴がなくても起訴できる犯罪）とされました。また、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 66 号）」が、令和 5 年 7 月に施行されます。この改正により、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」の適用要件が改正され、心身の障害があることにより、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等をした者は、5 年以上の有期拘禁刑に処することとされました。

刑事訴訟法第 239 条第 2 項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。したがって、性的虐待の対応においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。ただし、被害の届出の支援や告発については、被虐待者本人や家族の心情やフラッシュバック等の二次被害が生じないよう配慮が必要です。警察との連携については、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが求められます。

IV 利用者による障害者虐待の防止と対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、使用者による障害者虐待の防止についても規定されています（第2条、第21～28条）。

障害者虐待防止法に規定されている「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています（第2条第5項）。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体は含まれません。

使用者による障害者虐待とは、「I-1(2)ウ 使用者による虐待」に記載したとおり、使用者が行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放置」及び「経済的虐待」をいいます。使用者が直接に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」等を放置している場合も「放棄・放置」に当たります。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

2 使用者による障害者虐待の防止

（1）労働関連法規の遵守

使用者は、障害者雇用促進法、労働基準法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、個別労働紛争解決促進法等の労働関連法規を遵守しなければなりません。障害者虐待防止法施行後の使用者による障害者虐待の状況等の調査によると、使用者による障害者虐待の8割以上を労働基準関係法令に基づく指導等の対象となった事案が占めており、その多くが最低賃金法関係（経済的虐待）となっています。労働関連法規の遵守を徹底し、虐待の防止を進めることが求められます。

（2）労働者への研修の実施

使用者による障害者虐待を防止するためには、職員が障害者の人権や障害者虐待についての理解を深め、障害者への接し方等を学ぶことが必要です。

障害者虐待防止法では、事業主は労働者に対し研修を実施することとされており（第21条）、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要です。

企業等において、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあります。障害のある人への接し方が分からない等の場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等に相談することが重要です。

使用者による障害者虐待防止には、事業主を始めとした事業所全体で取り組むことが重要です（なお、前述のとおり、使用者による虐待には他の労働者による虐待行為の放置も含まれます。）。このため、上司と部下の間や同僚同士で率直に意見の言える

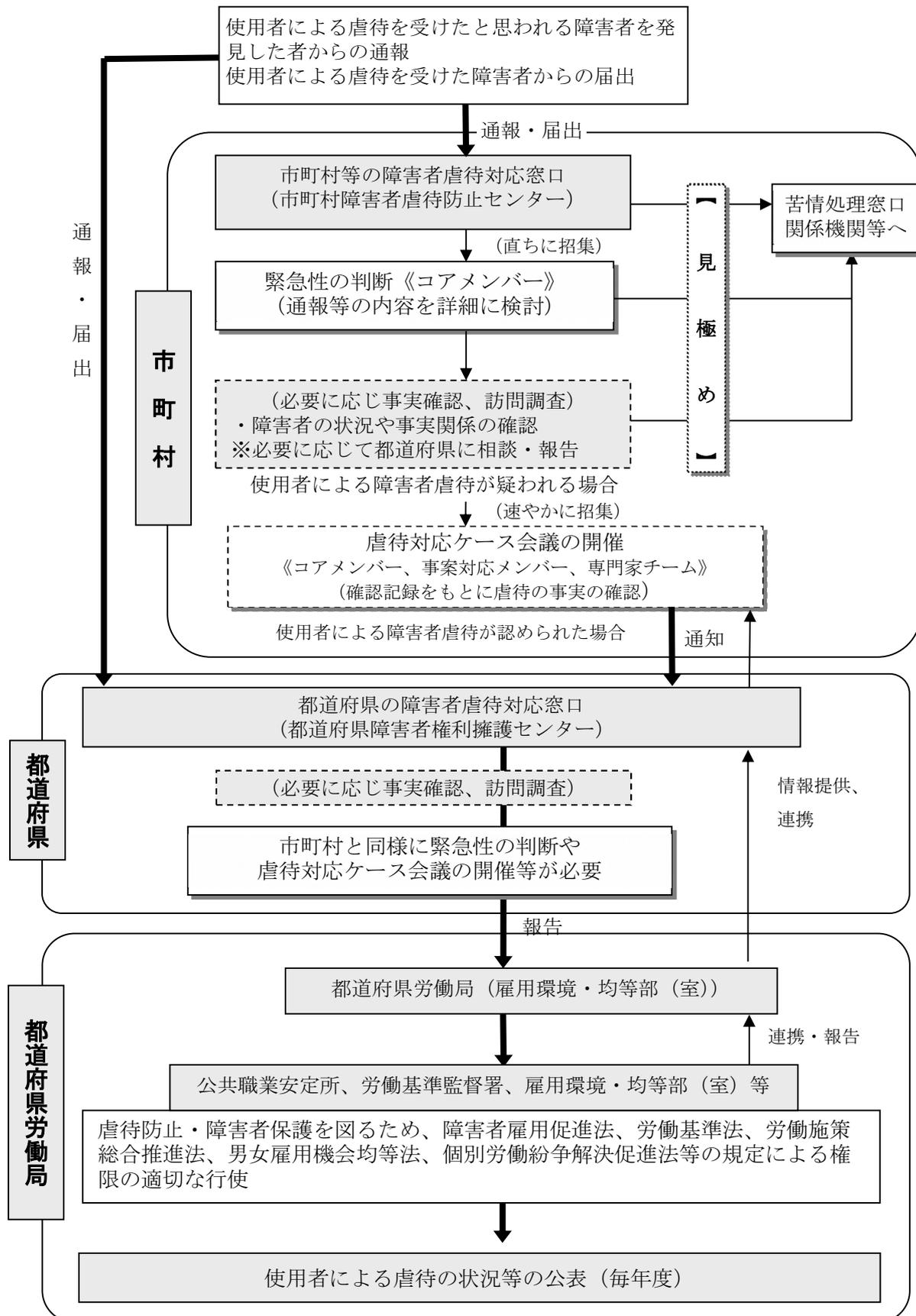
ような職場環境の構築が重要となります。

(3) 苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害者を雇用する事業主に対して、雇用される障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第21条）。

事業所においては、苦情相談の窓口を開設する等苦情処理のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情処理のための取組を適切に実施していくことが大切です。

3 相談・通報・届出への対応



(1) 通報等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村又は都道府県への通報義務が規定されています（第22条第1項）。

また、使用者による虐待を受けた障害者は、市町村又は都道府県に届け出ることができるとされています（第22条第2項）。

なお、就労継続支援A型に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待の両方に該当します。この場合、虐待への具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づき、市町村、都道府県及び都道府県労働局等が緊密な連携を取ることが必要です。

イ 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

① 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取り等の初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、その後の対応等については居住地の市町村が生活上の支援を行うこととなりますので、通報を受けた市町村は速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

② 居住地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取り等の初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、事業所への訪問調査等を行う際に、事業所と付き合いのある事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村にも情報提供します。

③ 事業所の所在地又は居住地の都道府県に通報等があった場合

通報を受けた都道府県は、速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

ウ 通報等の受付時の対応

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた市町村・都道府県職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

なお、通報等の内容が明らかに使用者による障害者虐待ではなく、以下に例示する労働相談である場合には、適切な相談窓口につながります。

【労働相談の例】

- 労働基準監督署
長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案
- 公共職業安定所
離職票、失業手当、求職に関するもの等
- 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
育児・介護休業、職場のセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等
労働条件引下げ、配置転換等
(注：どこの相談窓口につながるのか不明である場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に相談)

※ この他、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。「Ⅱ-3 (1) 相談、通報及び届出の受付」を参照してください。

エ 個人情報保護

障害者虐待防止法第 22 条第 1 項に基づく通報は、虐待を発見した個人だけでなく、関係機関や第一報において通報等を受け付けた行政機関等が適切な部署や他の自治体等の窓口へ通報する場合も対象にしており、そのような通報の場合には、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号、第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」として、当該障害者等の個人情報等を提供することが可能です。

なお、事業所の労働者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものではないか留意しつつ、事業主には通報者を明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

オ 通報等による不利益な取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、使用者による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第 22 条第 3 項）
- ② 使用者による障害者虐待の通報等を行った労働者は、通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第 22 条第 4 項）

が規定されています。したがって、障害者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解されます。こうした規定は、使用者による障害者虐待の通報を容易にすることで早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも第 22 条第 1 項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、

「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益な取扱いの禁止等を規定する第22条第4項が適用されないこととなります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益な取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成18年4月から施行されている公益通報者保護法の第5条には、公益通報をしたことを理由として、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないと規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁

事業主や労働者に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努めることが必要です。

カ コアメンバーによる対応方針の協議

「Ⅱ—3 (2) 対応方針の協議」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、御留意ください。

コアメンバー会議の結果、生活支援や福祉サービスの提供など市町村による個別の支援が想定されず、労働基準法などの労働関係諸法規による対応が中心になると判断された場合には、虐待対応ケース会議を開催せずに、速やかに都道府県を經由して都道府県労働局に報告することもあり得ます。

(2) 市町村・都道府県による事実の確認等

通報等を受けた市町村・都道府県は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。しかしながら、市町村・都道府県には事業所に対する指導権限がないため、これは、基本的には事業所の協力の下に行われるものです。事業所の協力が得られる場合には、事実の確認を行います。

事業所（使用者）が市町村・都道府県による任意の調査に協力して、保有する個人データを提供する場合、個人情報保護法第27条第1項第1号の「法令に基づく場合」には該当しませんが、あらかじめ本人の同意が得られるときはもちろん、第2号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」や第4号「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当する場合が考えられますので、各事案毎に事前に同条同項各

号のいずれに該当するか精査しておく必要があります。

なお、事業所の協力を得られず、障害者の安全確保等の必要がある場合には、速やかに、市町村は事業所所在地の都道府県を経由して、また都道府県は直接、事業所所在地の都道府県労働局に報告し、都道府県労働局が行う調査に同行する等、協力して対応することを検討します。

ア 調査項目

(7) 障害者本人への調査項目

- ① 虐待の状況
 - ・ 虐待の種類や程度
 - ・ 虐待の具体的な内容
 - ・ 虐待の経過
- ② 障害者の状況
 - ・ 安全確認……訪問その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって行う。
 - ・ 身体状況……傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
 - ・ 精神状態……虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
 - ・ 生活環境……住み込みの場合には、障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ③ 障害福祉サービス等の利用状況
- ④ 障害者の生活状況 等

(イ) 障害福祉サービス事業所等への調査項目例(就労継続支援 A 型に関する相談・通報の場合)

- ① 当該障害者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項 等

イ 調査を行う際の留意事項

- ① 複数職員による訪問調査
訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。
- ② 医療職の立会い
通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応が取れるよう、医療職が訪問調査に立ち会う

ことが望まれます。

③ 障害者及び事業所への十分な説明

調査に当たっては、障害者及び事業所に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について……………担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について……………調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について……………障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村又は都道府県が取り得る措置に関する説明

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある使用者、事業所に対する調査を終えた後、調査の結果を記載した報告書を作成して管理職の確認を取ります。

ここで、使用者による障害者虐待ではなく、一般的な労働条件に対する苦情等での相談窓口（例えば労働基準監督署や公共職業安定所等）での対応が適切と判断できる場合には、適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

エ 虐待対応ケース会議の開催

調査の結果、使用者による障害者虐待が疑われる場合には、虐待対応ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

使用者による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人への支援方針等を協議し、市町村の場合は都道府県を経由して、また都道府県の場合は直接、都道府県労働局に報告します。

※ この他、「虐待対応ケース会議」については「Ⅱ—3 (5) 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定」を参照してください。ただし、市町村・都道府県には事業所（使用者）に対する指導権限がないため、当該ケース会議において行政機関等が保有個人情報を提供する場合は、個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」には該当しません。したがって、同法第 61 条第 1 項に基づき特定された利用目的以外のために提供はできないことが原則となりますが、同法第 69 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合には、例外的に、提供することが可能です。同条第 2 項第 1 号「本人の同意があるとき、(略)」や、第 3 号「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」や第 4 号「前三号に掲げる場合のほか、(中略)、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」

に該当することが考えられますので、自治体において、事前に同条同項各号のいずれに該当するか精査しておく必要があります。また、当該ケース会議に参加する医療・福祉等関係者や、市町村から業務委託を受けた障害者虐待防止センター及び基幹相談支援センター等の個人情報取扱事業者が保有する個人データを提供する場合も、個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」には該当しませんので、あらかじめ本人の同意が得られない場合には、他の各号のいずれかに当てはまる必要があります。同条同項第 2 号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」や第 4 号「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当することが考えられますので、各事案毎に事前に同条同項各号のいずれに該当するか精査しておく必要があります。

※ 当該ケース会議で個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を取得する場合、原則、本人同意が必要ですが、個人情報保護法第 20 条第 2 項第 2 号または 4 号に該当する場合には、本人同意は不要となります。

(3) 市町村から都道府県への通知

市町村は、使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知することとされています（第 23 条）（「IV-3 (4) 市町村から都道府県への通知様式例」参照）。

ただし、通報等で寄せられる情報には、別の窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれていることがあります。

これらが障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市町村から都道府県へ通知することになります。この場合、「IV-3 (4) 労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付します。

また、悪質なケースや急を要するケース等で、迅速な対応が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県を経由して都道府県労働局に報告し、協力して対応することが必要です。さらに、必要に応じて市町村と労働局が、直接、詳細な情報のやりとりをする等の方法も考えられます。ただし、この場合、通知すべき都道府県との情報共有を密に行うことが必要になります。

なお、当該都道府県への通知については、個人情報保護法第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」として、保有個人情報を提供することが可能です（障害者虐待防止法第 23 条に基づく対応）。

都道府県に報告すべき事項

- 1 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害支援区分その他の心身の状況 及び雇用形態
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 5 都道府県及び市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

(4) 都道府県から都道府県労働局への報告

都道府県は、市町村からの通知を受けた場合や、直接に使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に報告します（第24条）

（「様式1 都道府県からの報告様式」参照）。なお、使用者による虐待に該当するか疑義が生じた場合には、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に照会します。

都道府県が直接通報等を受けた場合には、都道府県から都道府県労働局雇用環境・均等部（室）への報告に当たり、「様式2 労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付します。

都道府県は、通報等の内容から緊急性があると判断される場合には、速やかに都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に報告するとともに、障害者の居住地の市町村に情報提供し連携して対応します。

なお、都道府県労働局においては、虐待の早期対応に当たって、市町村、都道府県と都道府県労働局の円滑な情報共有が必要であることから、市町村、都道府県が虐待に関する通報、届出を受けた際に、労働相談票を作成して障害者虐待防止法24条に基づく報告を行う前に、事案の概要や市町村等の対応予定状況、緊急を要するか否かについて、事前の情報提供を要請する等、都道府県との連携体制を構築することとされています。

このため、都道府県においても、使用者による障害者虐待に関する通報、届出を受けた際に、事案の内容が労働関係法規に基づく都道府県労働局による権限を行使することにより、早期の解決が図られるものについては、通報・届出を受けた段階で、まずは都道府県労働局に一報を入れることが望まれます。

当該都道府県労働局への報告については、個人情報保護法第69条第1項の「法令に基づく場合」として、保有個人情報を提供することが可能です（障害者虐待防止法第24条に基づく対応）。

様式 1 (都道府県からの報告様式例)

令和 年 月 日

〇〇労働局長 殿

〇〇(都、道、府、県)知事

使用者による障害者虐待に係る報告

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 24 条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 通知資料

- ① 労働相談票(使用者による障害者虐待)
- ② 添付資料(具体的に記載)

2 連絡先

担当部署名		担当者氏名	
電話番号	—	—	

様式2 (労働相談票 使用者による障害者虐待)

労働相談票 (使用者による障害者虐待)							(受付台帳番号)		処理欄
受付等	受付年月日	(元号) 年 月 日	来庁等	1. 来庁	2. 電話	3. 文書等	4. 発見等		
	障害者虐待に関する通報・発見等の端緒	【市町村記入欄】【都道府県記入欄】			【労働局等記入欄】				
				① 監督署等	② 安定所等	③ 雇用環境・均等部(室)	④ その他		
	1 通報	2 届出	3 通報	4 届出	5 相談	6 発見			
通報(届出)者氏名							性別		
							1. 男	2. 女	3. 不明
事業所への通知の諾否	通報・届出の有無		通報者氏名の通知		被虐待者氏名の通知				
	諾・否		諾・否		諾・否				
被虐待者との関係	1. 相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等 2. 近隣住人・知人 3. 民生委員 4. 被虐待者本人 5. 家族・親族 6. 虐待者自身 7. 当該市区町村行政職員 8. 警察 9. 職場の同僚 10. 都道府県労働局からの通報 11. 教職員 12. 医療機関関係者 13. その他 () 14. 不明(匿名を含む)								関係
	住所								
電話番号	TEL	-	-	携帯TEL	-	-			
被虐待者氏名							性別		
							1. 男	2. 女	3. 不明
年齢区分							生年月日		
							年齢		
障害の種類	1. 身体障害 2. 知的障害 3. 精神障害(発達障害を除く) 4. 発達障害 5. その他心身の機能の障害								種類
	1. 正社員 2. パート・アルバイト 3. 派遣労働者 4. 期間契約社員 5. その他() 6. 不明								形態
障害支援区分	1. 区分1 2. 区分2 3. 区分3 4. 区分4 5. 区分5 6. 区分6 7. なし 8. 不明								支援区分
	心身の状況								
住所									
電話番号	TEL	-	-	携帯TEL	-	-			
事業所名	(事業所が【就労継続支援A型】の指定を受けているかどうか 有・無)								
	代表者職氏名								
担当者職氏名									
所在地									
電話番号	TEL	-	-	FAX	-	-			
事業所規模	1. 5人未満 2. 5~29人 3. 30~49人 4. 50~99人 5. 100~299人 6. 300~499人 7. 500~999 8. 1000人以上 9. 不明								事業所
	企業規模	1. 5人未満 2. 5~29人 3. 30~49人 4. 50~99人 5. 100~299人 6. 300~499人 7. 500~999 8. 1000人以上 9. 不明							
資本金	1. 5000万円以下 2. 5000万超1億円以下 3. 1億円超3億円以下 4. 3億円超 5. 不明								資本金
業種	1. 農業・林業 2. 漁業 3. 鉱業・採石業・砂利採取業 4. 建設業 5. 製造業 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 情報通信業 8. 運輸業・郵便業 9. 卸売業・小売業 10. 金融業・保険業 11. 不動産業・物品賃貸業 12. 学術研究・専門・技術サービス業 13. 宿泊業・飲食サービス業 14. 生活関連サービス業・娯楽業 15. 教育・学習支援業 16. 医療・福祉 17. 複合サービス事業 18. サービス業(他に分類されないもの) 19. 公務 20. 分類不能の産業 21. 不明								業種
使用者名							性別		
							1. 男	2. 女	3. 不明
年齢区分							生年月日		
							年齢		
被虐待者との関係	1. 事業主 2. 所属の上司 3. 所属以外の上司 4. その他() 5. 不明								関係
	虐待の種類別	10. 身体的虐待 20. 性的虐待 30. 心理的虐待 40. 放置等 50. 経済的虐待 41. 放置等(身体的虐待) 42. 放置等(性的虐待) 43. 放置等(心理的虐待)							

虐待の内容・対応等	虐待の内容及び発生要因		
	市町村又は都道府県が行った対応		
	使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容		
※ 特に色を付けた部分は、省令により都道府県から労働局に報告する内容であるため、確認の上、記載すること			

(受付台帳番号)

年・月・日	処 理 経 過
. . .	
. . .	
. . .	
. . .	
. . .	
. . .	
備 考	

様式2 「労働相談票（使用者による障害者虐待）」の記載要領

本様式は、使用者による障害者虐待の通報等を受けた又は発見等を行った機関において、「処理欄」も含めて、可能な限り記載することとし、「被虐待者」や「使用者」が複数いる場合は、同内容の記載事項は、適宜、省略し、該当者のそれぞれについて、本様式を作成することとして差し支えない。

また、受付時に不明な点については、処理経過において確認することとし、「処理経過」欄にその旨を記載すること。また、当該労働相談票をどの部署で受付、どこに送付したのかを処理経過欄に明記すること。

例：○年○月○日 A 県○○障害福祉課にて様式2「労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成した。当該案件は、使用者による障害者虐待の疑いがあるので、A 労働局雇用環境・均等部（室）に当該労働相談票を送付した。

なお、「受付台帳番号」の欄については、労働局雇用環境・均等部（室）で記載すること。

また、記載欄に該当番号があり、右に処理欄があるものは、該当番号に○をつけ、右の「処理欄」に番号を記載し、該当番号があり、右に処理欄がないものは、番号に○をつけること。

【受付等】

- 1 「受付年月日」の欄は、障害者虐待の通報等を受けた又は発見等を行った機関において、通報等を受けた又は発見等を行った日を記入すること。
- 2 「来庁等」の欄の「文書等」とは、FAX・郵送・電子メール受信等の場合とし、「発見等」は、事業所を訪問等した際に虐待を発見した場合に記入すること。
- 3 「障害者虐待に関する通報・発見等の端緒」の欄については、市町村・都道府県・労働局等のそれぞれの記入欄に、以下により記載し、右の処理欄に該当番号を記載すること。
《市町村・都道府県記入欄》
・（ ）に対応した部局名を記載し、通報又は届出のいずれかを○で囲むこと。
《労働局等記入欄》
・①～⑤の対応した部局のいずれかを○で囲み、直接相談等を受けた場合は「相談」を、事業所訪問等で発見した場合は「発見」のいずれかを○で囲むこと。なお「監督署等」には労働基準部、「安定所等」には職業安定部が含まれるものとし、「その他」には需給調整事業部等、労働局内のその他の部局が含まれること。

【通報（届出）者の事項】

- 1 「通報（届出）者氏名」の欄については、行政機関に対しても匿名の場合は匿名と記載すること。また、通報者が複数いる場合には代表者氏名を記載すれば足りること。
- 2 「事業所への通知の諾否」の欄については、通報（届出）者に、「通報・届出の有無」、「通報者氏名の通知」（※通報の時のみ）、「被虐待者氏名の通知」の諾否等、内容を事業所に明らかにして処理をすることを望むかどうかを聴取の上、諾・否のいずれかを○で囲むこと。
なお、どの程度の情報を伝えていいのの具体的な範囲は「処理経過」に記載すること。
- 3 「被虐待者との関係」の欄については、1～14 のいずれかに該当する項目を○で囲み、処理欄に該当番号を記載すること。なお、通報者が複数いる場合には代表者と被虐待者との関係を記載すれば足りること。

【被虐待者に関する事項】

- 1 「被虐待者氏名」の欄については、被虐待者が届出を行っている場合は、届出者と同一なので、「同上」と記載すること。また、不明の場合は不明と記載すること。
- 2 「生年月日」、「年齢」の欄については、できる限り把握し、記載すること。
- 3 「障害の種類」の欄については、区分が複数ある場合には、該当項目を複数○で囲み、処理欄にすべて記載すること。
- 4 「障害者区分」の欄については、市町村・都道府県にて記載する内容であり、労働局等において記載する必要はないこと。
- 5 「心身の状況」の欄については、被虐待者について特筆すべき事項があれば、記載すること。

【事業所に関する事項】

- 1 「担当者職氏名」の欄については、使用者による障害者虐待が行われた事業所における労務管理担当者の職氏名がわかれば、記載すること。
- 2 「業種」の欄については、日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づき、1～21 のいずれかに該当する項目を○で囲み、処理欄に該当番号を記載すること。

【使用者に関する事項】

- 1 「使用者氏名」の欄については、使用者による障害者虐待を行っている者の氏名を記載し、不明の場合は不明と記載すること。
- 2 「性別」、「生年月日」、「年齢」、「年齢区分」の欄については、できる限り把握し、記載すること。なお、虐待を行った使用者が複数名存在する場合には、代表的な使用者について記載し、その他の虐待を行った使用者については「処理経過」に記載すること。
- 3 「被虐待者との関係」の欄の4 その他については、1～3に該当しない場合の上司等を記載すること。

(5) 都道府県労働局による対応

都道府県から報告を受けた都道府県労働局雇用環境・均等部(室)は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用環境・均等部(室)等の対応部署を決め、事実確認及び対応を行います。

対応部署は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」等の関係法令の規定による権限を適切に行使して適正な労働条件及び雇用管理を確保します。

住み込みで働いている場合等は、使用者による障害者虐待であっても、生活支援が必要な場合があると考えられます。対応部署は市町村等の関係機関と連携し、迅速な対応を行う必要があります。

また、行政(公共職業安定所、労働基準監督署等)職員が障害者虐待を発見した場合、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ速やかに情報提供を行います。

なお、対応部署による障害者虐待対応が終結した場合には、その結果を都道府県労働局から事業所の所在地の都道府県に情報提供します。情報提供を受けた都道府県は、障害者の居住地の市町村に情報提供します。

(6) 都道府県等による障害者支援

使用者による障害者虐待が発生した場合、労働条件や雇用管理の面からの事業者に対する指導は都道府県労働局が、障害者に対する生活支援等については市町村や都道府県が担当することとなります。例えば、社員寮などに住み込んで働いている障害者が、使用者による障害者虐待を受け生活支援等が必要になる場合に、市町村や都道府県が関係機関とも連携しながら迅速な対応を行う場合などが考えられます。障害者の生活を全人的に回復させることが重要であり、都道府県労働局と市町村や都道府県が十分に連携することが必要です。

障害者虐待防止法においても、都道府県労働局長等が権限を行使する際には、当該報告に係る都道府県と連携を図ることとされており(第26条)、都道府県に対し適宜情報提供しながら対応します。

都道府県においては、早い時期に障害者の居住する市町村や障害者就業・生活支援センターに情報提供等を行い、具体的な相談支援や福祉的な措置等について依頼します。

(7) 使用者による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表(年次報告)することとされています(第28条)。

厚生労働大臣が公表する項目

- 一 虐待があった事業所の業種及び規模
- 二 虐待を行った使用者と被虐待者との関係
- 三 使用者による障害者虐待があった場合に採った措置

(具体例)

① 労働基準関係法令に基づく指導等

- ・ 障害者である労働者に、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。
- ・ 障害者である労働者に、時間外労働をさせていたにもかかわらず、割増賃金を支払っていなかったため、事業主に対して、是正指導を行った。
- ・ 都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている障害者である労働者に、許可の有効期間が切れているにもかかわらず、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。

② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導

- ・ 障害者である労働者に対し、職場内で上司から仕事が遅いことを理由に、お尻を足で小突かれるといった暴力、上司から仕事のミスに対して「頭が悪くなっているのではないか」等の暴言等の問題があり、事業主に対して、雇用管理（職員に対する指導、雇用する障害者に対するケア）について、指導を行った。

③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導

- ・ 障害者である労働者に対し、セクシャルハラスメントの言動の問題があり、事業主に対して、事業所のセクシャルハラスメント対策についての措置を講じるよう助言を行った。

④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等

- ・ 障害者である労働者が、上司や先輩社員等から物を投げられる等の暴力、「バカ」「クズ」等の暴言等の問題があり、退職した。当該労働者の求めに応じ、事業主に対し、当該労働者に対して所要の対応をとるとともに、再発防止を早急に図ることについて助言を行った。

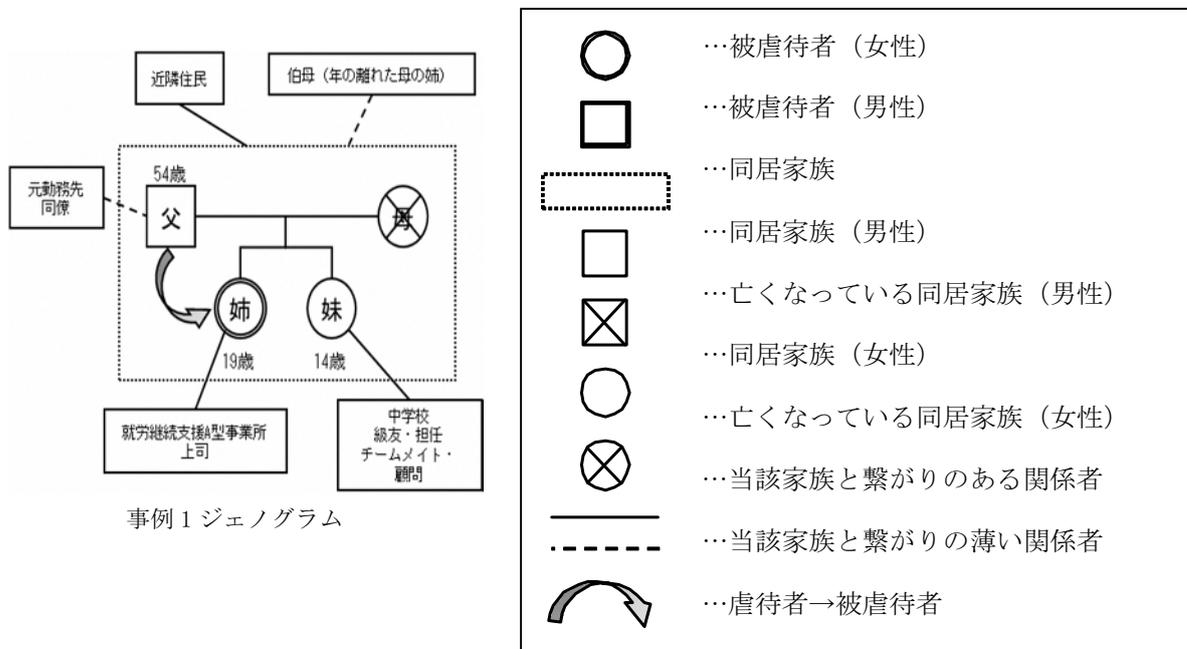
V 參考資料

事例で示す養護者による障害者虐待対応におけるポイント・養護者支援に関するポイント

出典：厚生労働省平成30年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待の未然防止等に関する研究事業」報告書、P48～69（掲載に当たり、文中の参照ページを本手引きの該当ページに修正した。また、文中の「個別ケース会議」を本手引きに合わせ「虐待対応ケース会議」に修正した。）

【事例の読み方】

虐待の相談・通報から虐待対応終了後の見守りまで、一連の対応の流れについて解説している。ジェノグラムの読み方については、以下を参照。



事例

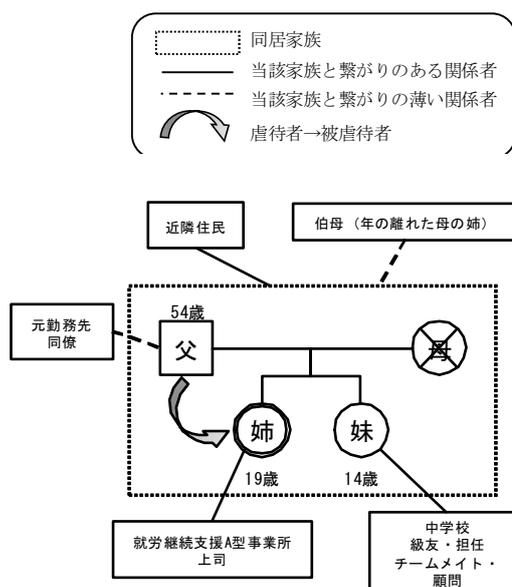
多機関連携を通じて養護者の飲酒問題と経済的困窮への支援を行い、家族の再統合を図った事例

【当該事例の虐待種別】

- ・ 性的虐待、心理的虐待、放棄・放置

【当該家族について】

- ・ 被虐待者（姉） 19歳
知的障害（軽度）
就労継続支援 A 型（市内食品工場で弁当作り）
おおらかで真面目な性格
- ・ 被虐待者（妹） 14歳
中学 2 年生／発達障害傾向あり
運動神経が良くバレー部で活躍している
- ・ 養護者（父親） 54歳
無職（以前は夜勤で警備の仕事をしていた）
アルコール多飲／体調不良／借金
責任感が強い、一人で何でも抱え込む、
助けを求められない性格



【事例概要】

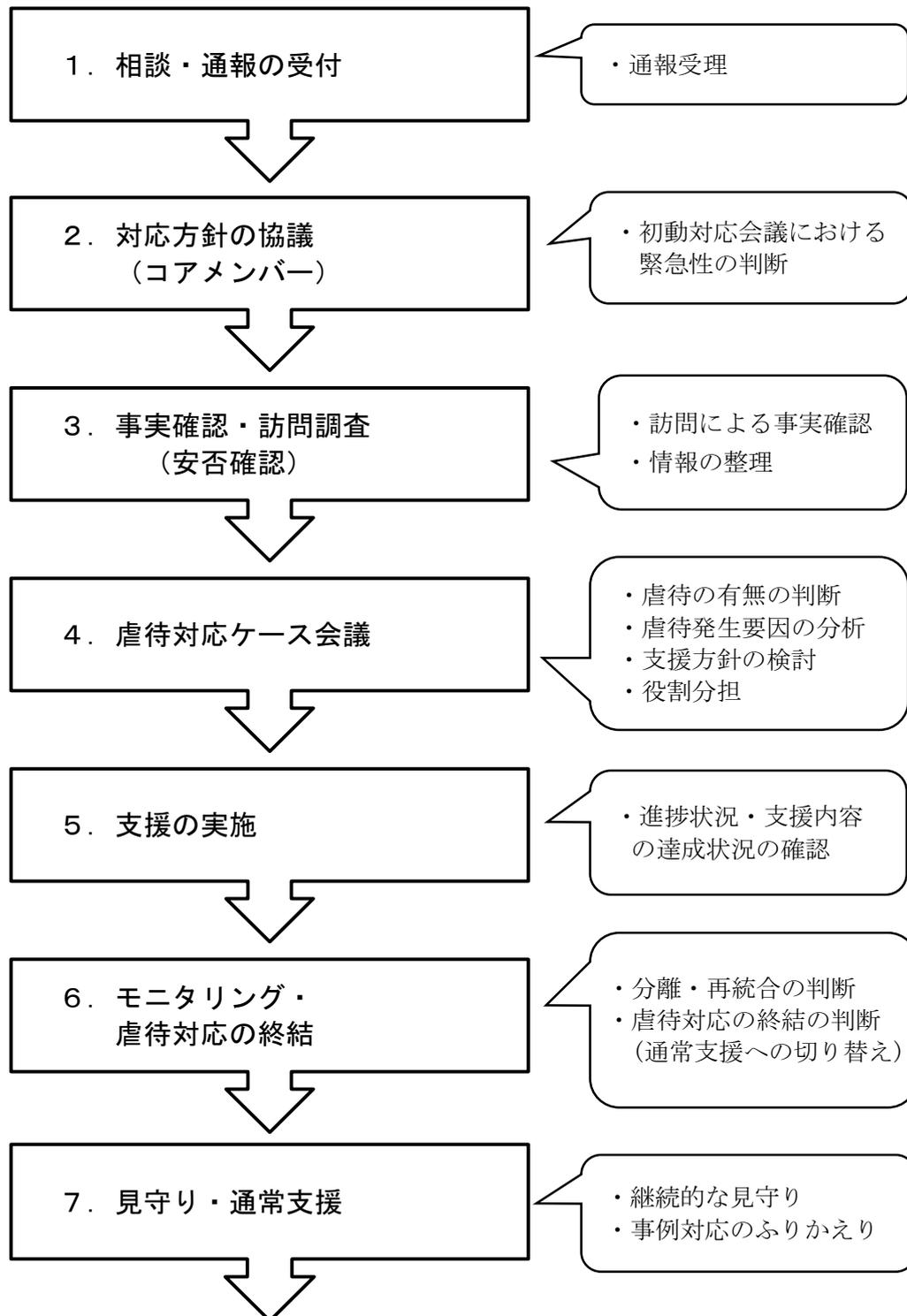
○事例概要

- ・ 家族にとってキーパーソンであった母親（妻）が急逝したことにより、父親が慣れない家事を引き受け、負担が大きくなっていった。
- ・ 父親には以前から飲酒の習慣があったが、母親（妻）が急に亡くなってしまった寂しさを乗り越えられず、母親（妻）の他界後に飲酒量が急激に増えていた。
- ・ 母親（妻）の収入がなくなったことで住宅ローンの返済の見通しが立たなくなり、不足分を補うため、父親は金融機関で借入れを行っていたが、返済の見通しが立たないことに対するプレッシャーから、さらに飲酒量が増え、泥酔して仕事に行かなくなり、退職。家事も放棄するようになった。
- ・ 泥酔して大声を上げたり、布団の中に潜り込んで来たりする父親に姉妹は怯えており、妹が隣人に相談したことを受け、隣人が民生委員に、民生委員が行政に相談を持ち込んだ。
- ・ これまで通りの生活を送れるよう配慮しながら、庁内他部署や関係機関との連携により、姉妹を市内に住む伯母夫婦の家へ緊急一時保護した。養護者は複合的な課題（アルコール多飲・体調不良・借金・無職）を抱えていたため、それぞれの課題に対応する部署へ繋ぎ、支援を行った。
- ・ 虐待のリスクが低いと判断された段階で再統合を行った。
- ・ 通常支援に移行した後も虐待の再発防止のため、継続して見守りを行っている。

○虐待対応において連携した部署・機関（情報収集先は除く）

庁内他部署（児童福祉担当部署、保健センター、生活困窮担当部署）、就労継続支援 A 型事業所、中学校、内科医、アルコール専門医、民生委員、近隣住民、弁護士

対応のフロー（目次）



※ここでは、「モニタリング」とは虐待対応終結前に虐待の事象が解消しているかどうかを確認することを指し、「見守り」とは虐待対応を終結し通常支援に移行した後の虐待の再発防止を目的とした見守りを指すものとする。

事例対応のポイント

1. 相談・通報の受理

☑虐待対応のポイント

- ・相談・通報の受け漏れがないよう、庁内外関係機関と日ごろから相談受理体制を整備しておく

通報受理

- ・通報者：近隣住民、民生委員
- ・通報受理者：児童福祉担当部署、障害福祉担当部署

<通報内容>

- ・姉妹から、ここ数日父親が酒浸りで、酔って大声を上げるため怖い、数日間夜も安心して眠れなくなった、と相談を受けた近隣住民が民生委員に相談。民生委員が児童福祉担当部署に相談。
- ・療育手帳を所持している19歳の姉がいることから、児童福祉担当部署より障害福祉担当部署に連絡が入った。

対応

通報を受けた障害福祉担当部署職員が「障害者虐待相談受付票」を記入した。

ポイント：部署・機関をまたいだ相談・ 通報受理体制の整備

障害者虐待の相談・通報は必ずしも障害者虐待担当部署に直接寄せられるとは限らない。地域包括支援センター、児童福祉担当部署、生活困窮担当部署や保健所等に寄せられた相談・通報の中に、障害者虐待に関する事案が含まれていることもある。どのような部署・機関に相談・通報が寄せられた場合でも、通報の受け漏れを防ぎ、受理した内容の共有を迅速に行えるよう、日ごろから庁内外の関係部署・機関を越えた相談・通報受理の体制を整備することが求められる。

- 障害者虐待相談受付票の一本化
- 聞きとり項目や記録方法の統一化や情報を集約させるルールの整理

2. 対応方針の協議（コアメンバー）

☑虐待対応のポイント

- ・初動対応会議にて、事実に基づき、緊急性の判断を行う
- ・緊急性が高いと判断された場合、今後の対応の見通しを上長や関係部署に伝えておくと、スムーズな対応に繋がりやすい

初動対応会議における緊急性の判断

- ・出席者：障害福祉担当部署課長・係長・担当職員、児童福祉担当部署担当職員、保健センター保健師
- ・議題：緊急性の判断・初動の対応・事実確認の訪問調整

対応

通報受理後、直ちに初動対応会議を開いて緊急性の判断を行った。

本事例においては、父親の飲酒により、姉妹は数日間高い緊張状態が続いており、姉妹から保護の訴えがあるという点に基づき、緊急性が高いと判断し、初動対応で一時保護を行うことが予測された。

支援対象ごとの支援者の役割分担を行うとともに、上長及び庁内関係部署に対して、今後の動きの見通しと柔軟な対応を依頼する可能性を伝えた。

<役割分担>

- ・被虐待者に対して：障害福祉担当部署
- ・妹に対して：児童福祉担当部署
- ・養護者に対して：保健センター保健師

ポイント①：「緊急性の判断」を行う際の確認の視点

通報受理後、直ちに当該事例に関する緊急性の判断を行う必要がある。以下に該当する場合には、緊急対応を行うための体制を整えることが重要である。

【緊急性が高いと判断できる状況（例）】

- 生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - ・骨折、頭蓋内出血、重度のやけど等の深刻な身体的外傷
 - ・極端な栄養不良、脱水症状
 - ・「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報
 - ・器物（刃物、食器等）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命や身体の危機が予測される
- 障害者本人が保護を求めている
 - ・障害者本人が明確に保護を求めている

国手引きⅡ-3(2)を参照。

ポイント②：被虐待者と養護者の支援者を分ける

国手引きでは「事実確認と情報収集のポイント」として、「本人と虐待者は別々に対応する。（できれば、本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。）」と記載されている（国手引きⅡ-3(3)）。障害者虐待対応では障害者の安全確保が最優先だが（国手引きⅠ-2(1)）、障害者と養護者等それぞれへの支援が必要になる事例が多いことから、双方の事情を理解したうえで対応を行うことが重要である。そのために、複数の支援者による支援体制を組み、障害者と養護者で支援者を分けることが有効である。

ポイント③：上長や関係部署への連絡や情報共有

本事例のように、緊急一時保護を行う場合や他部署・機関との連携や協力して虐待対応を行う場合、迅速な対応を行うことができるよう、予め今後の動きの見通しと支援者それぞれに期待する役割、起こり得る対応を予測し、上長及び関係部署に連絡や情報共有をすることが重要である。また、本事例のように緊急一時保護を行う場合には特に、上長及び関係部署との連携・協力は不可欠である。

3. 事実確認

☑虐待対応のポイント

- ・被虐待者・養護者が本音を話しやすいよう、人・場所・タイミングに配慮して聞きとりを行う
- ・確認された状況や収集された情報をもとに、再度緊急性の判断を行う
- ・虐待の有無の判断を行うために必要な情報の整理を行う

★虐待発生の要因分析時に活用できる情報整理のツール：

- ジェノグラム
- エコマップ
- 生活史年表
- アセスメント要約票

☑養護者支援のポイント

- ・養護者からも直接聞きとりを行う
- ・当該家族を取り巻く関係者からも聞きとりを行い、虐待の発生要因等を明らかにする情報を収集する

訪問による事実確認

- ・訪問者：障害福祉担当部署係長・担当職員、児童福祉担当部署職員、保健センター保健師

対応

姉妹宅を訪問したところ、父親は泥酔して大声を出している状態だった。姉妹は父親を怖がり隣家に避難していた。そこで、姉妹と父親に対する担当を分けて聞きとりを行った。

【姉妹に対して：障害福祉担当部署・児童福祉担当部署】

姉妹に対して、いつから現在の状況となっているのか、現在の状況についてどのように感じているか、一時保護する場合の懸念事項、本人たちの今後の意向等を確認した。また、家の状況も姉妹の訴え（以下「姉妹から聞きとった内容」と一致することを確認した。

これらを踏まえ、緊急対応で一時保護を行うこととした。一時保護先は、姉の通所や妹の通学に支障がない距離にあつて、手持ち金に限界がある姉妹にとって金銭的負担が抑えられる場所がよいと考え、市内に住む母方の伯母宅へ依頼する案が出された。すぐに伯母に連絡を取り協力を依頼し、通報受理日のうちに一時保護を行った。

<姉妹から聞きとった内容>

当時の姉妹、家庭の状態

- ・酔っぱらって大声を上げる父親に怯え数日間眠れていない。
- ・酔っぱらった父親が夜中に「一緒に手をつなごう」と布団に入ってきて抱きつく。「胸を触ってもいいか？」等の言動がある。
- ・父親が家事をしてくれず、自分たちもやり方が分からないので、散らかり放題である。
- ・酔って大声を出す父親は怖いので、一時的に離れたい。

一時保護をするにあたっての姉妹の希望

- ・妹「お姉ちゃんと一緒にいたい」、姉「自分も妹と一緒にいたい」

【父親に対して：保健センター保健師、障害福祉担当部署】

姉妹に対する聞きとりを行っている間、保健センター保健師が父親からも聞きとりを行う予定であったが、ひどく泥酔していたため、保健師から医療機関の受診を勧めるにとどめ、後日アルコールの抜けたタイミングで改めて話を聞くこととなった。父親には体調面の心配もあったため、保健師が翌日の医療機関の受診調整を行った。

翌日朝、アルコールが抜けたタイミングで保健師が父親の医療機関受診同行を行う際に、障害福祉課担当部署職員も一緒に自宅を訪問し、姉妹の一時保護の報告と聞きとりを行ったところ、父親から現在の心境が吐露された。

<父親から聞きとった内容>

- ・妻が半年前に病気で急逝したことが乗り越えられず、寂しさを紛らわすため飲酒量が増え、酔っぱらった状態で人恋しさから夜中に娘の布団に入るようになってしまった。
- ・妻の死により精神的に落ち込んでいたところで、過度な飲酒によって体調不良になり、仕事に行けなくなってしまった。
- ・共働きで生計を立てていたが、妻の分の収入がなくなったことにより住宅ローンの返済の見通しが立たなくなり、足りない分を金融機関から借り入れた。仕事を辞めたことにより、いっそう住宅ローンと借金の返済の見通しが立たない状況になった。
- ・資金繰りの見通しが立たなくなり、飲まないと不安に押しつぶされそうになってますます飲酒量が増え、家事も手につかなくなってしまった。
- ・娘に対しては嫌な思いをさせて申し訳ないと思っている。
- ・本当は父親として娘たちをしっかりと育てていきたいという気持ちが強くある。
- ・弱音を吐いたり相談できる相手がいない。

情報の整理

- ・情報収集先：
 - －計画相談支援専門員
 - －就労継続支援 A 型事業所職員
 - －特別支援学校高等部元担任
 - －中学校担任
 - －近隣住民（隣人）
 - －民生委員

対応

事実確認時に姉妹から聞きとった内容、翌日に父親と当該家族の関係者から聞きとった内容を、「Ⅴ 参考資料」のアセスメント要約票と生活史年表に落とし込んだ。

ポイント①：障害者の生命・身体に関わる緊急性が高い場合には一時保護を行う

障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとも重大な結果を招くおそれがある場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合等には、障害者を保護するため、養護者から一時的に保護する手段を検討する必要がある。

また、これによって、障害者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができる等、援助を開始する動機づけにつながる場合もある。

国手引きⅡ-3(6)を参照。

ポイント②：被虐待者・養護者が本音を話しやすいよう、人・場所・タイミングに配慮して聞きとりを行う

虐待の発生要因を分析するためには、正確な情報収集が必要である。そのため事実確認では、被虐待者と養護者双方から直接話を聞きとり、正確に記録することが重要である。

本事例では、姉妹と父親に対して役割を分担して聞きとりを行ったことに加え、姉妹と父親がそれぞれ本音を話しやすいようなタイミングと場所で聞きとりを行った。現在の生活環境が乱れていることに加え、母親（妻）の死が、当該家族にとって大きな転換点だったことも聞きとった。

聞きとり際には、被虐待者や養護者にとって自然な環境で行えるよう配慮したうえで、相手を否定することなく、相手のペースや話す内容を尊重しながら聞きとりを行うことが重要である。

ポイント③：当該家族を取り巻く関係者からも聞きとりを行い、虐待の発生要因等を明らかにする情報を収集する

虐待の発生要因を分析するためには、当該家族の生活状況や歴史、周囲との関係等についても可能な限り正確な情報収集を行うことで、虐待の発生要因をより深く分析することが可能となる。そのため、当該家族を取り巻く関係者からも聞きとりを行うことが重要である。

本事例では、姉が働く事業所の職員や卒業した特別支援学校の元担任、妹が通う中学校の担任、近隣住民や民生委員等からも、当該家族の関係性、最近の生活状況等について聞きとりを行い、当該家族に対する理解を深めた。

【収集した情報を元に作成したアセスメント要約票】（父親からの聞きとり後に作成）

		アセスメント要約票		対応計画 <input type="checkbox"/> 回目用
アセスメント要約日：		2017年	○月 ○日	要約担当者： <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
障害者本人氏名：		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	性別・年齢： <input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女 19歳	居所： <input checked="" type="checkbox"/> 自宅（伯母宅） <input type="checkbox"/> 入所・院
養護者氏名：		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	性別・年齢： <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 54歳	障害者本人との関係： 父 同居居の状況： <input type="checkbox"/> 同居 <input checked="" type="checkbox"/> 別居
障害者本人の希望	居所・今後の生活の希望	居所の希望： <input checked="" type="checkbox"/> 在宅（ <input checked="" type="checkbox"/> 養護者と同居、 <input type="checkbox"/> 独立） <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明 / 分離希望： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 お父さんが酔っぱらって大声を上げるのが怖いので離れたいが、落ち着いたらまた家族皆で暮らしたいとのこと。一時保護の際の意向：妹「お姉ちゃんと一緒にいたい。」被虐待者「自分も妹と一緒にいたい。」		
	性格上の傾向、こだわり、対人関係等	就労継続支援A型事業所職員からは、ここ数ヶ月や不安定になることもあったが、基本的に真面目に勤務しているとのこと。特別支援学校高等部時代の担任からは、おおらかで優しい性格とのこと。		
	本人の状態	意思疎通： <input checked="" type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 特定条件のもとであれば可能（ ） <input type="checkbox"/> 困難 <input type="checkbox"/> 不明 話の内容： <input checked="" type="checkbox"/> 一貫している <input type="checkbox"/> 変化する 生活意欲： <input type="checkbox"/> 意欲や気力が低下しているおそれ（無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける、等）		
I. 障害者本人の情報 面接担当者氏名： <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				虐待発生リスク
【健康状態等】				
疾病・傷病：特になし		既往歴：特になし		
受診状況：		服薬状況（種類）：		
受診状況：		服薬状況（種類）：		
診断の必要性： <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
具体的な症状等⇒				
障害支援区分： <input type="checkbox"/> 非該当 <input checked="" type="checkbox"/> 区分（ 2 ） <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 未申請				
障害： <input type="checkbox"/> 身体障害（障害者手帳（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> 知的障害（ <input checked="" type="checkbox"/> あり・療育手帳（B2（軽度）） <input type="checkbox"/> 疑い）				
精神状態： <input type="checkbox"/> 精神障害（ <input type="checkbox"/> あり・精神障害者保健福祉手帳（ ） <input type="checkbox"/> 疑い）				
		<input type="checkbox"/> 認知症（ <input type="checkbox"/> 診断あり <input type="checkbox"/> 疑い） <input type="checkbox"/> うつ病（ <input type="checkbox"/> 診断あり <input type="checkbox"/> 疑い） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
【危機への対処】				
危機対処場面において： <input checked="" type="checkbox"/> 自ら助けを求められることができる <input type="checkbox"/> 助けを求められることが困難				
避難先・退避先： <input checked="" type="checkbox"/> 助けを求められる場所がある（伯母（母の姉）、近隣住民、就労継続支援事業所） <input type="checkbox"/> ない				
【成年後見制度の利用】				
成年後見人等： <input type="checkbox"/> あり（後見人等：（ ）） <input type="checkbox"/> 申立中（申立人： / 申立年月日：（ ）） <input checked="" type="checkbox"/> なし				
【各種制度利用】				
<input checked="" type="checkbox"/> 障害者総合支援法 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
【経済情報】				
収入額 月 77,000 円（内訳：就労継続支援A型給与）		障害基礎年金： <input type="checkbox"/> 2級 <input type="checkbox"/> 不明 預貯金等 万円 借金 万円		
1か月に本人が使える金額 2万円（就労継続支援A型給与の一部）				
具体的な状況（生活費や借金等）：				
父親が無職、妹は中学生のため、現在の家計収入は被虐待者の就労継続支援A型給与、妹の児童手当と児童扶養手当、父親の失業給付。給与のうち2万円を本人が使って良いものとし、残りを生活費に充てている。養護者には借金がある。				
<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
金銭管理： <input type="checkbox"/> 自立 <input checked="" type="checkbox"/> 一部介助（判断可） <input type="checkbox"/> 全介助（判断不可） <input type="checkbox"/> 不明				
金銭管理者： <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
【エコマップ】		【生活状況】		
<p>元勤務先 同僚 母親がなくなった時分から発症してから数ヶ月間、母親の存在から交流は希薄で、母親の地元へは一度も連絡を取っていません。精神的ではないが、姉妹への支援協力依頼は受け入れていた。</p> <p>伯母（年の離れた母の姉） すでに子どもは自立しており市内で夫と二人で暮らしている。父親とそりが合わず、母親の存在中から交流は希薄で、母親の地元へは一度も連絡を取っていません。精神的ではないが、姉妹への支援協力依頼は受け入れていた。</p> <p>近隣住民（隣人） 社会的な母親との交流は頻りにあり、近所から相談とも丁寧に対応している。一方で父親とはほとんど交流がなく、母親の地元へは一度も連絡を取っていません。この数ヶ月月交際の様子がおかしかったのを感じて、協力。</p> <p>中学校 担任・顧問 級友・チームメイト 妹は運動神経の良さを活かしてバレー部で活躍しており、来月予定されている地区大会でも主要選手として試合に出る予定で、妹本人もやる気があるので、今まで通り練習に参加できるようにしたいと思っている。協力的。</p> <p>就労継続支援A型事業所 職員 被虐待者は真面目に働いていたが、3ヶ月ほど前から急激に元気がなくなり不安定になることも度々あったとのこと。障害のある従業員への支援に協力的。</p>		食 事 <input checked="" type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 調 理 <input type="checkbox"/> 一人で可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 移 動 <input checked="" type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 買 物 <input type="checkbox"/> 一人で可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 掃除洗濯 <input type="checkbox"/> 一人で可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 入 浴 <input checked="" type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 排 泄 <input checked="" type="checkbox"/> 一人で可 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 服薬管理 <input type="checkbox"/> 一人で可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 預貯金年金の管理 <input type="checkbox"/> 一人で可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明 医療機関の受診 <input type="checkbox"/> 一人で可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 不明		
		【その他特記事項】 伯母宅にて一時保護を行っているが、今までの生活が送れるよう配慮する。将来的な自立に向けた支援方針を立てる。		
公益社団法人日本社会福祉士会作成 「養護者による障害者虐待対応帳票Ver I」（出典：東京都老人総合研究所作成様式を参考に作成）				

※公益社団法人日本社会福祉士会（2013年）『障害者虐待対応の手引き』
https://www.jacsw.or.jp/08_iinkai/gyakutai_taio/02.html から引用

II. 養護者の情報 面接担当者氏名：〇〇 〇〇		虐待発生リスク	
【養護者の希望】 居所の希望： <input checked="" type="checkbox"/> 在宅 [<input checked="" type="checkbox"/> 同居、 <input type="checkbox"/> 独立] <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明 / 分離希望： <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明			
家族全員と一緒に暮らしたい。父親としての役割を果たせず不甲斐ない。		<input type="checkbox"/>	
【健康状態等】			
疾病・傷病：アルコール性肝炎 既往歴：特になし			
受診状況：事実確認の翌朝に保健センターが内科受診同行 服薬状況(種類)：ビタミン剤、ジアゼパム錠			
受診状況： 服薬状況(種類)：			
診断の必要性： <input checked="" type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input checked="" type="checkbox"/> その他(アルコール専門医(アルコール多飲))		<input checked="" type="checkbox"/>	
具体的症状等⇒食欲不振、悪心、倦怠感			
性格的な偏り：責任感強い。なんでも一人で抱え込み、周囲に助けを求められないところがある。			
障害： <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害(□あり □疑い) <input type="checkbox"/> 精神障害(□あり □疑い)			
【介護負担】			
介護等の意欲： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 不明		介護技術・知識： <input type="checkbox"/> 高い <input checked="" type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 不明	
1日の介護時間： <input type="checkbox"/> ほぼ1日中 <input type="checkbox"/> 必要時のみ <input checked="" type="checkbox"/> 不明		介護の代替者： <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明	
介護期間(いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など) ※期間と負担原因を明確に			
妻の急逝により、慣れない家事を養護者が行うようになっていた。妻の死後1カ月は慣れないなりになんとかこなしていたが、妻の死による寂しさを紛らすために飲酒量が増え、それにより体調不良をきたし仕事に行けなくなった。(その後、退職。)妻の収入がなくなり住宅ローン支払いの見通しが立たなくなっていたため、不足分の借入れを行っていたが、退職したことでさらに借金に対するプレッシャーを強く感じるようになり、ますます飲酒量は増え、家事もできなくなっていた。		<input checked="" type="checkbox"/>	
平均睡眠時間：およそ 6 時間(昼夜逆転)			
【就労状況】			
<input type="checkbox"/> 就労(就労曜日 〇〇～〇〇 就労時間 〇時～〇時) 雇用形態(□正規 □非正規) <input checked="" type="checkbox"/> 非就労 <input type="checkbox"/> 不明		<input checked="" type="checkbox"/>	
【経済状況】			
収入額 月 52,352 円(内訳：児童手当・児童扶養手当(妹) 預貯金等 0 万円 借金 40 万円 その他：住宅ローン(月額) 8 万円)			
<input checked="" type="checkbox"/> 借金トラブルがある <input type="checkbox"/> 本人の年金に生活費を依存		<input checked="" type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他()			
【近隣との関係】			
<input type="checkbox"/> 良好() <input type="checkbox"/> 挨拶程度 <input type="checkbox"/> 悪い <input checked="" type="checkbox"/> 関わりなし <input type="checkbox"/> 不明		<input checked="" type="checkbox"/>	
III. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等)			
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する			
<ul style="list-style-type: none"> ・伯母と父親は不仲だが、伯母夫妻は姉妹に対しては積極的ではないものの、一時保護への協力を受け入れている。 ・姉妹は仲が良く、一時保護先の伯母宅での生活は分からないことが多く緊張しているが、姉妹で協力して生活していきたい、とのことだった。 ・父親は姉妹に対して申し訳ないことをしたと反省している。再び家族と一緒に暮らすために、借金の整理や就労、断酒を行う必要があると理解している。 			<input type="checkbox"/>
IV. その他(近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関との関わり等)			
※計画書(1)の「関連機関等連携マップ」で集約する			
<ul style="list-style-type: none"> ・被虐待者の就労継続支援A型事業所、妹の中学校は、一時保護先からやや遠く離れている。 ・近隣住民(隣人)はもともと母親や姉妹と交流があったこともあり、母親の死後、当該家族のことを気にかけていた。当該家族のために何かできることがあれば協力する、との申し出があった。 			<input type="checkbox"/>
【全体のまとめ】：I～IVで抽出された虐待発生要因の結果を踏まえて、分析、課題を整理する。			
※計画書(1)の「総合的な対応方針」、計画書(2)の「対応困難な課題/今後検討しなければならない事項」に反映する			
I. 障害者本人			
<ul style="list-style-type: none"> ・住まいが変更しても就労継続支援A型事業所へ継続通所できるような送迎手段の確保が必要。 ・一時保護先での生活に適應できない可能性がある。 			
II. 養護者			
<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール性肝炎である養護者が継続して治療に通えるよう、保健センターが継続的な内科受診を勧める必要がある。 ・継続的な断酒に向けて、保健センターからアルコール専門医の紹介を行う必要がある。 ・現在無職で借金の問題がある事から、生活困窮担当部署に繋ぎ、借金の整理に向けた家計管理、就労支援を行う必要がある。 			
III. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・妹がこれまで通り通学や部活動への参加ができるような通学手段の検討を、児童福祉担当部署が行う必要がある。 ・一時保護先での生活に適應できない可能性がある。 			
IV. その他(近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源、関係者・関係機関の関わり等)			
<ul style="list-style-type: none"> ・父親と近隣住民との関りがほとんどないため、姉妹と関りのある近隣住民(隣人)と、民生委員と父親との接点を作る必要がある。 			
V. 今後の課題			
<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹が今まで通りの生活を送れるよう配慮しながら、父親が抱える複数の問題(アルコール多飲、体調不良、借金、無職)に対して、それぞれの問題に対応する担当部署が支援方針を検討する。 			
公益社団法人日本社会福祉士会作成 「養護者による障害者虐待対応帳票Ver1」(出典：東京都老人総合研究所作成様式を参考に作成)			

※公益社団法人日本社会福祉士会(2013年)『障害者虐待対応の手引き』
https://www.jacsw.or.jp/08_iinkai/gyakutai_taio/02.html から引用

【聞きとった内容を元に作成した生活史年表】

時期 (年月)	家族の出来事	長女の 年齢	二女の 年齢	父親の 年齢	母親の 年齢	補足事項 (当時の状況等)
1995年	結婚	-	-	32	30	
1998年	長女誕生	0	-	35	33	
2003年	二女誕生	5	0	40	38	
2005年	長女、特別支援学校小学部入学	7	2	42	40	
2009年	自宅購入 父、夜勤で警備の仕事始める	11	6	46	44	自宅は25年ローン（月8万円の支払い） 父親は、前職より給与の高い市内大手企業ビルの夜間警備員に転職
2010年	二女、小学校入学	12	7	47	45	
2011年	長女、特別支援学校小学部卒業、中学部入学	13	8	48	46	
2014年	長女、特別支援学校中学部卒業、高等部入学	16	11	51	49	
2016年	二女、小学校卒業、中学校入学	18	13	53	51	
2017年3月	長女、特別支援学校高等部卒業	18	13	53	51	
2017年4月	長女、就労継続支援A型通所開始	18	13	53	51	
2017年5月	母、病気により急逝	18	13	53	51	心臓の病気
2017年7月	父、退職	18	13	54	-	5月以降無断欠勤が続き、7月末に退職勧奨を受け退職
2017年8月	父、金融機関からの借り入れ開始	18	14	54	-	
2017年11月	虐待通報	19	14	54	-	

4. 虐待対応ケース会議

☑虐待対応のポイント

○虐待の発生要因の分析及び、被虐待者・養護者の生活課題の分析を行う

★虐待発生の要因分析時に押さえる視点：

- どのような状況で虐待が起きているのか
- 何をきっかけに虐待が起きたのか
- 虐待が起きた家族の背景には何があるのか

○虐待発生の要因分析に基づいた支援方針の検討を行う

★総合的な支援の立て方：

- 当該家族の強みと弱み、関係性、今後の意向、SOSを発信できるか、支援の受入状況等、総合的に情報を整理し、短期的な対応と中長期的な対応とを分けて考える。
- 支援内容の検討の際には、支援の目標・期限・役割分担を明確にする。

☑養護者支援のポイント

- ・虐待の解消・再発防止のために、養護者の視点に立って、虐待が起きている背景を分析し、養護者の抱える課題に対してもアセスメントに基づいた支援を行う

虐待対応ケース会議

- ・虐待対応ケース会議出席者：障害福祉担当部署課長・係長・担当職員、児童福祉担当部署職員、保健センター保健師、生活困窮担当部署職員

対応

通報のあった翌日に虐待対応ケース会議を開催し、虐待の有無の判断、虐待の発生要因の分析、支援方針の検討・役割分担を行った。その際に、姉妹、父親、当該家族を取り巻く関係者から聞きとった内容をとりまとめたアセスメント要約票・生活史年表をもとに、検討を行った。

【虐待の有無の判断】

姉妹から聞きとった内容を整理し、以下の根拠に基づき虐待の判断を行った。

- ・性的虐待…泥酔した父親が夜中に「一緒に手をつなごう」と布団に入ってきて抱きつく。「胸を触ってもいいか？」等の言動あり。
- ・心理的虐待…自らが認識するまで養護者は大声で名前を呼び続け、子どもらは恐怖してる。
- ・ネグレクト…○月○日から養護者は酒浸りで家事を一切放棄している。食事、入浴等のセルフケアも行えておらず、家も汚れている。

【虐待の発生要因の分析】

「Ⅴ 参考資料」アセスメント要約票、P154 生活史年表を参照しながら、姉妹、父親、当該家族を取り巻く関係者から聞きとった内容をもとに、当該家族全体の抱えている課題、強みと弱み、今までの家族の関係性、経済状況、周囲との関係等に着目して虐待発生の背景の分析を行った。

- ・母親（妻）が急逝したことによる寂しさ
- ・姉妹に家事全般を行う能力がないため、母親（妻）に代わって父親が慣れない家事を行わなくてはいけなくなった
- ・収入減により生活費が不足し経済的な不安が増した
- ・借金が積み重なっていくプレッシャー
- ・本当は父親としての役割を果たしたいのに出来ない不甲斐なさ
- ・父親が悩みを相談できる相手が近隣にいない

【支援方針の検討】

アセスメント要約票や生活史年表を参照しながら当該家族の課題を整理し、上記虐待の発生要因を踏まえて、課題を解決するための支援計画を検討した。

虐待対応（短期的な支援方針）

- 姉妹に対して：一時保護（通所・通学等、以前と変わらない生活を送れるよう配慮）
- 父親に対して：医療機関の受診援助・生活環境の整備（清掃等）

通常支援（中長期的支援方針）

- 姉妹に対して：将来的に自分たちでも家事ができるようになる方法を検討
- 父親に対して：アルコール多飲…アルコール専門医への受診勧奨・断酒支援
経済的困窮…生活困窮担当部署に繋ぎ、借金の返済に向けた家計管理と就労支援
- 当該家族に対して：関係部署・機関と連携し、モニタリング体制を構築する
（児童福祉担当部署、保健センター、生活困窮担当部署、姉の就労先、妹の中学校、近隣住民、父親の通院先）

【役割分担】

上記支援方針の実施に向けて、当該家族それぞれに対する役割分担と連携機関の整理を行った。

- ・被虐待者に対して：
（担当者）障害福祉担当部署
（連携先）計画相談支援専門員・就労継続支援 A 型事業所
- ・妹に対して：
（担当者）児童福祉担当部署
（連携先）中学校担任
- ・養護者に対して：
（担当者）保健センター保健師・生活困窮担当部署
（連携先）内科医・アルコール専門医

ポイント①：虐待の発生要因の分析及び、被虐待者・養護者の生活課題の分析を行う

虐待の解消、再発防止をめざすためには、虐待の発生要因の分析、被虐待者・養護者の生活課題の分析を行う必要がある。その際には、事実確認により収集した情報をもとに、分析を行うことが重要である。

「被虐待者の権利擁護と養護者への支援」を一对で考えるためには、養護者が抱えている課題にも着目することが重要であり、養護者が抱えている課題の解決や軽減に向けた支援を行うことが、虐待の解消の契機となる。

また、虐待発生 of 要因分析を行う際には、事実確認時に利用した情報整理の各種ツール（ジェノグラム・エコマップ・生活史年表・アセスメント要約票等）を用いることが有効である。（情報整理ツールの作成方法は平成 30 年度報告書 P43～46 を、アセスメント要約票の記入例及び生活史年表の記入例は「V 参考資料」を参照。）

【虐待の発生要因の分析及び、被虐待者・養護者の生活課題の分析を行う際の視点】

- どのような状況で虐待が起きているのか
- 何をきっかけに虐待が起きたのか
- 虐待が起きた家族の背景には何があるのか
- 養護者が抱えている課題は何か（養護者はなぜこのような行為を行ったのか、どうすれば解消できるか）

【虐待の発生要因の分析及び、被虐待者・養護者の生活課題の分析を行う際の留意点】

- 被虐待者と養護者のどちらも悪者にしない
- 現在起こっている状況や状態にだけ着目しない
- 複数の支援者（チーム）で検討を行う

ポイント②：当該家族の強みや弱み、関係性等に着目し、今後の支援方針を立てる

虐待の解消と再発防止に向けて、導き出した虐待の発生要因をもとに、支援方針を立てることが重要である。

その際に、(1)情報を総合的に判断して支援計画を立てること、(2)支援計画で立てた対応内容の進捗状況や達成状況を確認するために期限を設定することが重要である。

【総合的な支援方針を立てる際の視点】

- 当該家族の強みと弱み
（例）本事例における強み…家族がお互いに愛情をもっている、周囲に複数の支援者がいる、被虐待者・妹ともに自ら SOS を発信できる
本事例における弱み…キーパーソンがいない
- 当該家族の関係性
- 今後の生活の意向
- SOS を発信できるか
- 外部からの支援の受入状況
- 支援の目標・期限・役割分担を明確にした支援内容の検討

5. 支援の実施

☑虐待対応のポイント

- 庁内外の関係部署・機関と進捗状況の共有を行う
- 支援のゴールに対する達成状況や対応のふりかえりを行い、支援内容の調整を行う。

進捗状況・支援内容の達成状況の確認

- ・虐待対応ケース会議出席者：障害福祉担当部署課長・係長・担当職員、児童福祉担当部署職員、保健センター保健師、生活困窮担当部署職員

対応

姉妹の一時保護から2週間後、それぞれの関係部署・機関が確認した情報をもとに、支援方針で立てた目標について進捗状況を確認した。また、虐待対応ケース会議で共有された進捗状況と、支援に対する当該家族の反応やそれぞれの対応状況等を踏まえ、以下の内容で支援の調整を行った。

<進捗状況>

- ・被虐待者について（障害福祉担当部署）：
 - －就労継続支援A型事業所が送迎先の変更に対応してくれたため、以前と変わらず通所できている。通所先では虐待が起こる前のように集中して作業に取り組むようになった。
- ・妹について（児童福祉担当部署）：
 - －市営バスを利用することで、一時保護先である伯母宅から問題なく通学できている。
- ・姉妹について（障害福祉担当部署・児童福祉担当部署）：
 - －一時保護先の伯母夫妻との関係に現在のところ大きな問題はなく、落ち着いた生活を送っている。
 - －伯母に教わりながら妹と一緒に家事の練習を行っている。
 - －二人とも父親の体調を心配している。
- ・養護者について（保健センター・生活困窮担当部署）：
 - －アルコール性肝炎の治療のための内科通院を継続している。
 - －アルコール専門医の主催する断酒のための勉強会に出席した。
 - －少しずつ自宅の清掃を行っている。
 - －家計管理では、借金の整理と返済計画を立てているところ。

<調整した支援内容>

- ・被虐待者の将来的な自立に向けて、日常生活自立支援事業（金銭管理）の検討を行う。（障害福祉担当部署）
- ・養護者はアルコールの誘惑を感じることはあるものの、アルコール専門医の主催する勉強会や当事者グループへの参加により、断酒は継続している。引き続き様子を見つつ、養護者の断酒に対するモチベーションの維持を図る。（保健センター）

ポイント：期限を設定して、対応状況の確認と支援の達成状況の評価を行う

障害者虐待対応においては、アセスメント（虐待の発生要因の分析及び、被虐待者・養護者の生活課題の分析）をもとに作成した支援計画にもとづいて、一定期間支援を行う。支援の目標・期限・役割分担を明確にした支援内容に取り組み、その都度進捗状況や支援内容の達成状況について確認を行うことが重要である。

そうした対応状況の確認の場をもつことで、達成／未達成の支援内容、解消／残された課題の整理を行うとともに、新たに生じた課題や状況の変化に応じて、次に取り組む支援内容や対応の優先順位を関係者全員で共有することが可能となる。

6. モニタリング・虐待対応の終結

☑虐待対応のポイント

○一時保護後の継続分離・再統合の判断

★分離・再統合の考え方：

- 被虐待者・養護者が今後どのような生活を送りたいのか
- 虐待再発の可能性がどの程度あるか（当該家族が SOS を出せるかどうかを踏まえる）
- 見守り体制を構築できるか（支援の拒否の有無・再発防止のための連絡体制）

○虐待対応終結の判断（通常支援への切り替え）

★終結の考え方：

- 虐待の判断根拠となった事象の解決をもって虐待対応は終結とする
- 虐待対応終結後の家族の課題に対する支援は通常支援となるため、通常支援を担当する支援者に引き継ぎ、継続して見守りを行うこととする

☑養護者支援のポイント

- ・虐待の解消・再発防止のために、支援方針にもとづいて養護者の抱える課題の解決に向けた支援も行う

分離・再統合の判断

- ・虐待対応ケース会議出席者：障害福祉担当部署課長・係長・担当職員、児童福祉担当部署職員、保健センター保健師、生活困窮担当部署職員、弁護士

対応

一時保護から1か月後、虐待対応ケース会議にて支援の実施状況の確認を行った。客観的な判断を行うために、弁護士にも虐待対応ケース会議への出席を依頼した。以下の内容を確認したうえで再統合の判断を行い、姉妹は自宅に戻った。

<再統合の判断時に確認した内容>

- ・姉妹、父親ともに一緒に暮らしたいと考えている
- ・姉妹は伯母宅で家事の練習を行い、以前よりも自分たちで家事を行えるようになった
- ・断酒、通院、家計管理が継続しており、虐待の再発の見込みが低くなった
- ・父親が自宅の清掃や片付けを行ったことで、生活環境の整備と衛生面の改善がなされた
- ・父親が就労につながった
- ・父親が虐待を起ささないという強い意志がある
- ・姉妹に対し、父親の飲酒や性的行為に関わらず、困りごとが発生した場合の連絡先を伝え、本人たちもその旨を了解した

虐待対応の終結の判断

・虐待対応ケース会議出席者：障害福祉担当部署課長・係長・担当職員、児童福祉担当部署職員、保健センター保健師

対応

再統合から半年間の期間を設け、虐待の事象が再発していないか・支援が滞りなく稼働しているかのモニタリングを行った。虐待対応ケース会議を開催し、支援の実施状況の確認、虐待の再発リスクの確認を行った。以下の内容を確認したうえで虐待対応を終結と判断し、通常支援に移行した。

<虐待対応終結の判断時に確認した内容>

- ・断酒、通院、家計管理が継続しており、虐待の再発の見込みが低くなった
- ・父親が就労につながり、借金返済の見通しが立った
- ・父親が虐待を起こさないという強い意志がある
- ・関係部署・機関と連携して見守り体制を整備し、当該家族に緊張状態が発生しそうな場合には、連絡、情報共有がなされることを確認している（見守りネットワーク：保健センター、生活困窮担当部署、就労継続支援 A 型事業所、中学校、内科医、アルコール専門医、父親の勤務先企業、民生委員、近隣住民、障害福祉担当部署、児童福祉担当部署）
- ・姉妹に対し、父親の飲酒や性的行為に関わらず、困りごとが発生した場合の連絡先（上記関係部署・機関）を伝え、本人たちもその旨を了解した

ポイント①：分離・再統合は、被虐待者の意向や養護者との関係等複合的な情報をもって判断する

虐待から保護するために一時保護をした場合、どのようなタイミングで、どのような状況になったら、再統合を行うか判断する。虐待によるストレスやショック、急激な環境の変化により、一時保護後すぐは本人たちが「考えること」が難しい状態にあることも考えられる。落ち着ける場所で、心と体の調子が整ってから、今後の生活についての意向を聞きとることは、本人たちの冷静な判断を引き出すために有効である。

また、養護者や当該家族が抱える課題が短期間で解消することは稀である。したがって、(1)虐待の判断根拠となった事象と、養護者や当該家族が抱える課題を切り分けて考えること、(2)ある程度の期間を設けてモニタリングを行い、虐待の事象が解消しているかどうかを見極めることが重要である。併せて、虐待の再発リスクが高まった場合に備えるために、どのようなことが起こったり、どのような状況になったら再度虐待として対応するかという取り決めの共有や、迅速な連絡や対応を可能とする体制を整備する必要がある。

以下の点を確認して再統合の判断を行うことが重要である。

【分離・再統合を行う際に確認する視点】

- 被虐待者・養護者が今後どのような生活を送りたいのか（落ち着いた状態で聞きとり）
- どのようなことが起こったり、どのような状況になったら再度虐待として対応するか
- 虐待再発の可能性がどの程度あるか（当該家族が SOS を出せるのかも踏まえる）

ポイント②：「虐待の判断根拠となった事象が解消＝虐待対応の終結」と考える

養護者や当該家族が抱える課題は多様で、家族の関係性や歴史等が複雑に絡んでおり、虐待対応期間中に全ての課題を行政職員や近隣住民、当該家族を取り巻く関係者の力で解決することは困難である。

そのため、「分離・再統合を行う際に重視する視点」（前頁）と同様に、虐待対応を継続する必要があるかどうかを判断し、「虐待の判断根拠となった事象が解消＝虐待対応の終結」と考え、関係部署・機関に引継ぎ、通常支援に移行する。

国手引きでは、障害者虐待防止と対応の目的を「障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援すること」と記載している（国手引き P18）。虐待対応終結後も、当該家族を取り巻く関係者と協力しながら、虐待が再発した場合の連絡体制を整えて、地域で暮らす家族の生活を支援する、という認識を持つことが重要である。

【虐待対応終結時に確認する視点】

- 被虐待者・養護者が今後どのような生活を送りたいのか
- どのようなことが起こったり、どのような状況になったら再度虐待として対応するか
- 虐待再発の可能性がどの程度あるか（当該家族が SOS を出せるかどうかを踏まえる）

7. 見守り・通常支援

☑虐待対応のポイント

- 虐待対応の終結後も関係部署・機関による継続した見守りを行う
- 必要に応じて適宜、障害福祉担当部署も関与したり、引き継ぎ先のケース会議に出席し、情報共有する（見守りを担当している部署・機関に任せきりにしない）
- 事例対応のふりかえりを行う

継続的な見守り

- ・見守りネットワーク：保健センター、生活困窮担当部署、就労継続支援A型事業所、中学校、内科医、アルコール専門医、父親の勤務先企業、民生委員、近隣住民、障害福祉担当部署、児童福祉担当部署

対応

被虐待者・妹・養護者それぞれの担当部署間で、何か新しい動きや変化があった際には共有することとした。また、日常的に当該家族と直接関わりのある人物に対し、当該家族に何か不穏な様子が見られた際にはすぐに連絡するように依頼した。

事例対応のふりかえり

- ・虐待対応ケース会議出席者：障害福祉担当部署課長・係長・担当職員、児童福祉担当部署職員、保健センター保健師、生活困窮担当部署職員、弁護士

対応

外部の視点を入れたふりかえりを行うために、弁護士にも虐待対応ケース会議への出席を依頼した。会議では、事例対応に対するより客観的なフィードバックを得た。

<出席者からのフィードバック>

《よかった点》

- ・一時保護までの対応の迅速さ
- ・アセスメントに基づいた家族全体への支援
- ・役割分担を明確にした多機関連携
- ・判断根拠の明確さ
- ・虐待対応終結後の見守りの実施

《改善点》

- ・緊急時における関係多機関間での日程調整の難しさについては、今後も検討が必要である

ポイント：事例対応のふりかえりを行う

障害者虐待対応では、必要な支援に繋ぎ通常支援に移行した後も、定期的に状況の再確認を行い、支援を調整していくことが重要である。また、虐待対応終了後に外部の視点を取り入れたふりかえりを行うことで、実施した対応の確認と、今後への改善点の洗い出しを行うことができる。

また、ふりかえり会議の際に議論された内容を支援記録に残しておくことで、担当者の異動があった際にも直近の支援状況が分かり、スムーズな引継ぎを行うことができる。

- 進行中の全ての事例に関して定期的に経過の再確認と支援の見直しの場を設ける
- 外部の視点を取り入れた終結事案の対応のふりかえりを行い、改善に繋げる

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成 23 年法律第 79 号)

目次

第一章 総則（第一条－第六条）

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等（第七条－第十四条）

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等（第十五条－第二十条）

第四章 使用者による障害者虐待の防止等（第二十一条－第二十八条）

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等（第二十九条－第三十一条）

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（第三十二条－第三十九条）

第七章 雑則（第四十条－第四十四条）

第八章 罰則（第四十五条・第四十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

2 この法律において「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

3 この法律において「養護者」とは、障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。

4 この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一项に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が

設置する施設（以下「のぞみの園」という。）（以下「障害者福祉施設」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業、同条第二十六項に規定する移動支援事業、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを経営する事業若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホームを経営する事業その他厚生労働省令で定める事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）に係る業務に従事する者をいう。

- 5 この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主（当該障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。）の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。
- 6 この法律において「養護者による障害者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 養護者がその養護する障害者について行う次に掲げる行為
 - イ 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - ロ 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ハ 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 二 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイからハマまでに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - 二 養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
- 7 この法律において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」とは、障害者福祉施設従事者等が、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サ

ービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

8 この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。

五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(障害者に対する虐待の禁止)

第三条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び自立の支援並びに適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援に資するため、障害者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(障害者虐待の早期発見等)

第六条 国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

3 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止のための啓発活動並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による障害者虐待の防止、養護者に対する支援等
(養護者による障害者虐待に係る通報等)

第七条 養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第三十五条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「市町村障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第七条第一項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第六項の主務省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置を講ずるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障

害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第十八条第一項若しくは第二項又は知的障害者福祉法第十五条の四若しくは第十六条第一項第二号の規定を適用する。

- 3 市町村長は、第七条第一項の規定による通報又は第一項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による障害者虐待を受けた障害者について前条第二項の措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

（面会の制限）

第十三条 養護者による障害者虐待を受けた障害者について第九条第二項の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る障害者支援施設等若しくはのぞみの園の長若しくは当該措置に係る身体障害者福祉法第十八条第二項に規定する指定医療機関の管理者は、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護の観点から、当該養護者による障害者虐待を行った養護者について当該障害者との面会を制限することができる。

（養護者の支援）

第十四条 市町村は、第三十二条第二項第二号に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障害者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第三章 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置)

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等)

第十六条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第十七条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する事項を、当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害者福祉施設又は当該障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る障害福祉サービス事業等の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

第十八条 市町村が第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第十九条 市町村が第十六条第一項の規定による通報若しくは同条第二項の規定による届出を受け、又は都道府県が第十七条の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障害者福祉施設の業務又は障害福祉サービス事業等の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る障害者に対する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、障害者の日常生活及び社会生

活を総合的に支援するための法律その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 使用者による障害者虐待の防止等

(使用者による障害者虐待の防止等のための措置)

第二十一条 障害者を雇用する事業主は、労働者の研修の実施、当該事業所に使用される障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の使用者による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(使用者による障害者虐待に係る通報等)

第二十二条 使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

2 使用者による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村又は都道府県に届け出ることができる。

3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

4 労働者は、第一項の規定による通報又は第二項の規定による届出（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十三条 市町村は、前条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

第二十四条 都道府県は、第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は前条の規定による通知を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報、届出又は通知に係る使用者による障害者虐待に関する事項を、当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

第二十五条 市町村又は都道府県が第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村又は都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が第二十三条の規定による通知を受けた場合における当該通知を受けた都道府県の職員及び都道府県労働局が前条の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県労働局の職員についても、同様とする。

(報告を受けた場合の措置)

第二十六条 都道府県労働局が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障

害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

（船員に関する特例）

第二十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による障害者虐待に係る前三条の規定の適用については、第二十四条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令又は厚生労働省令」と、「当該使用者による障害者虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、第二十五条中「都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」と、前条中「都道府県労働局が」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関が」と、「都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関の長」と、「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）」とする。

（公表）

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第五章 就学する障害者等に対する虐待の防止等

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

第三十条 保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所若しくは同法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の内閣府令・厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第六章 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センター（市町村障害者虐待防止センター）

第三十二条 市町村は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該市町村が設置する施設において、当該部局又は施設が市町村障害者虐待防止センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村障害者虐待防止センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと。
- 三 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(市町村障害者虐待防止センターの業務の委託)

第三十三条 市町村は、市町村障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、前条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出の受理に関する業務の委託を受けた者が第七条第一項、第十六条第一項若しくは第二十二条第一項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出若しくは第十六条第二項若しくは第二十二条第二項の規定による届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(市町村等における専門的に従事する職員の確保)

第三十四条 市町村及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(市町村における連携協力体制の整備)

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(都道府県障害者権利擁護センター)

第三十六条 都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県が設置する施設において、当該部局又は施設が都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 都道府県障害者権利擁護センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受理すること。
- 二 この法律の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関し、相談に応ずること又は相談を行う機関を紹介すること。
- 四 障害者虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
- 六 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
- 七 その他障害者に対する虐待の防止等のために必要な支援を行うこと。

(都道府県障害者権利擁護センターの業務の委託)

第三十七条 都道府県は、第三十九条の規定により当該都道府県と連携協力する者（以下「都道府県障害者虐待対応協力者」という。）のうち適当と認められるものに、前条第二項第一号又は第三号から第七号までに掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第二十二條第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出の受理に関する業務の委託を受けた者が同条第一項の規定による通報又は同条第二項に規定する届出を受けた場合には、当該通報若しくは届出を受けた者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援

を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

第七章 雑則

(周知)

第四十条 市町村又は都道府県は、市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局又は施設及び市町村障害者虐待対応協力者又は都道府県障害者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(障害者虐待を受けた障害者の自立の支援)

第四十一条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域において自立した生活を円滑に営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究)

第四十二条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の予防及び早期発見のための方策、障害者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第四十三条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の十一の二又は知的障害者福祉法第二十八条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第四十四条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第八章 罰則

第四十五条 第三十三条第二項又は第三十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは障害者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制の在り方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援、養護者に対する支援等のための制度について、この法律の施行後三年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条に次の一項を加える。

6 六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、

又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

(調整規定)

第四条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第二条第一項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第二条第六項の規定の適用については、これらの規定中「第二条第一号」とあるのは、「第二条」とする。

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令

(平成24年政令第244号)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める事業主は、障害者（同条第一項に規定する障害者をいう。）が船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員である場合において当該派遣船員に係る同条第十一項に規定する船員派遣の役務の提供を受ける事業主とする。

○ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成 24 年厚生労働省令第 132 号)

最終改正：令和 5 年 3 月 31 日厚生労働省令第 48 号

(法第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業)

第一条 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業又は同条第七項に規定する障害児相談支援事業とする。

(市町村からの報告)

第二条 市町村は、法第十六条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第七項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第二条第四項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第四項に規定する障害支援区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況
- 三 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等（法第二条第四項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容
(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種
(市町村からの通知)

第四条 市町村は、法第二十二条第一項の規定による通報又は同条第二項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第二条第八項に規定する使用者による障害者虐待（以下「使用者による虐待」という。）の事実が

認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者（以下「被虐待者」という。）の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者（法第二条第五項に規定する使用者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容
（都道府県からの報告）

第五条 都道府県は、法第二十二条第一項の規定による通報、同条第二項の規定による届出又は法第二十三条の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 二 被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害支援区分その他の心身の状況及び雇用形態
- 三 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 五 都道府県及び市町村が行った対応
- 六 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容
（船員に関する特例）

第六条 船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、「都道府県労働局と」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関と」と、「当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」とする。

（厚生労働大臣による公表事項）

第七条 法第二十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 使用者による虐待があった事業所の業種及び規模
- 二 使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係
（法第三十条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める施設）

第八条 法第三十条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 一日に保育する乳幼児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児又は同項第二号に規定する幼児をいう。以下同じ。）の数（次に掲げるものを除く。）が五人以下である施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの
 - イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児の数
 - ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該労働者の監護する乳幼児の数
 - ハ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の三十二の二第一項に規定する組合が当該組合の構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は同項に規定する組合から委託を受けて当該組合の構成員の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつては、当該構成員の監護する乳幼児の数
 - ニ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあつては、当該顧客の監護する乳幼児の数
 - ホ 設置者の四親等内の親族である乳幼児の数
 - ヘ 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数
 - ト 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児の数
- 二 半年を限度として臨時に設置される施設
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

【参考文献】

「障害者虐待防止マニュアル 行政・支援者が障害者虐待に適切に対応するために」
NPO法人 PandA-J
(平成 20 年度厚生労働省障害保健福祉推進事業)

「サービス提供事業所における虐待防止指針及び身体拘束対応指針に関する検討」
特定非営利活動法人 PandA-J
(平成 22 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyou/dl/seikabutsu10-1.pdf>

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」厚生労働省老
健局 (令和 5 年 3 月)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html

「養護者による高齢者虐待対応の手引き」社団法人日本社会福祉士会 (中央法規出版株
式会社 平成 23 年 7 月)

「身体拘束ゼロへの手引き」厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 (平成 13 年 3 月)

「障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究」
平成 25 年度 厚生労働科学研究 障害者対策総合研究事業 研究代表者 志賀利一
(平成 26 年 3 月)

http://www.nozomi.go.jp/publication/PDF/H25_kouroukaken_2.pdf

「障害福祉サービス事業書等への指導監査の在り方に関する調査研究」
公益財団法人日本発達障害連盟
(平成 29 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307948.pdf>

厚生労働省

障害者虐待防止法ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/